

公開用

令和5年第1回

# 茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和5年3月1日提出



目 次

議案第 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 3 号) -----	1
議案第 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 5 号) -----	3 8
議案第 3 号	令和 4 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 4 号) -----	4 8
議案第 4 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算 (第 1 号) -----	5 8
議案第 5 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 4 号) -----	6 9
議案第 6 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 6 号) -----	8 0
議案第 7 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算 -----	別綴り
議案第 8 号	令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 9 号	令和 5 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 0 号	令和 5 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 1 1 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 2 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り
議案第 1 3 号	令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り

議案第 1 4 号	茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正 する条例 -----	9 2
議案第 1 5 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	9 9
議案第 1 6 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例 -----	1 0 1
議案第 1 7 号	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一 部を改正する条例 -----	1 1 3
議案第 1 8 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例 -----	1 1 4
議案第 1 9 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事 業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例 -----	1 1 7
議案第 2 0 号	茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例及び茅 ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例 -----	1 1 8
議案第 2 1 号	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例 -----	1 2 2
議案第 2 2 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 -----	1 2 3
議案第 2 3 号	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部 を改正する条例 -----	1 2 4
議案第 2 4 号	茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する 条例 -----	1 2 5

議案第25号	茅ヶ崎市消防団の定員、任命、給与、 服務等に関する条例の一部を改正する 条例 -----	1 2 6
議案第26号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて -----	1 2 8
議案第27号	教育委員会委員の任命について -----	1 3 1
議案第28号	動産の取得について -----	1 3 5
議案第29号	市道路線の廃止について -----	1 3 6
議案第30号の1	市道路線の認定について -----	1 3 9
議案第30号の2	市道路線の認定について -----	1 4 2
議案第30号の3	市道路線の認定について -----	1 4 5
議案第30号の4	市道路線の認定について -----	1 4 8
議案第30号の5	市道路線の認定について -----	1 5 1
報告第1号	専決処分の報告について -----	1 5 4
報告第2号	専決処分の報告について -----	1 5 5
報告第3号	専決処分の報告について -----	1 5 6
報告第4号	専決処分の報告について -----	1 5 7



令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 4 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,895,805 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93,400,126 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		411,016	800	411,816
	3 森林環境譲与税	25,016	800	25,816
11 地方交付税		2,955,866	505,554	3,461,420
	1 地方交付税	2,955,866	505,554	3,461,420
13 分担金及び負担金		661,772	10,200	671,972
	1 負担金	661,772	10,200	671,972
14 使用料及び手数料		1,397,106	57,331	1,454,437
	2 手数料	1,021,875	52,115	1,073,990
	3 証紙収入	36,465	5,216	41,681
15 国庫支出金		19,836,086	418,135	20,254,221
	1 国庫負担金	12,344,503	109,365	12,453,868
	2 国庫補助金	7,443,036	308,770	7,751,806
16 県支出金		6,399,492	395,623	6,795,115
	1 県負担金	4,247,287	94,032	4,341,319
	2 県補助金	1,595,297	301,591	1,896,888
17 財産収入		162,043	△30	162,013
	1 財産運用収入	133,501	△30	133,471
18 寄附金		152,984	44,410	197,394
	1 寄附金	152,984	44,410	197,394
19 繰入金		3,627,274	6,774	3,634,048
	1 特別会計繰入金	64,950	1,155	66,105
	2 基金繰入金	3,562,324	5,619	3,567,943
20 繰越金		2,070,407	3,738,843	5,809,250
	1 繰越金	2,070,407	3,738,843	5,809,250
21 諸収入		3,656,434	130,865	3,787,299
	4 受託事業収入	876,699	1,917	878,616



(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	918,738	128,948	1,047,686
22 市債		3,020,005	587,300	3,607,305
	1 市債	3,020,005	587,300	3,607,305
歳入	合計	87,504,321	5,895,805	93,400,126

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,925,430	1,231,218	10,156,648
	1 総務管理費	7,017,594	1,231,218	8,248,812
3 民生費		39,336,585	1,206,440	40,543,025
	1 社会福祉費	18,255,867	218,628	18,474,495
	2 児童福祉費	16,886,396	831,113	17,717,509
	3 生活保護費	4,194,322	156,699	4,351,021
4 衛生費		12,001,773	1,601,577	13,603,350
	1 保健衛生費	7,108,729	1,430,885	8,539,614
	2 清掃費	4,893,044	170,692	5,063,736
5 労働費		235,383	4,517	239,900
	1 労働諸費	235,383	4,517	239,900
7 商工費		2,361,234	18,278	2,379,512
	1 商工費	2,361,234	18,278	2,379,512
8 土木費		6,094,282	116,359	6,210,641
	2 道路橋りょう費	1,369,042	113,540	1,482,582
	3 河川費	406,031	16	406,047
	4 都市計画費	3,485,067	2,803	3,487,870
9 消防費		3,215,419	8,016	3,223,435
	1 消防費	3,215,419	8,016	3,223,435
10 教育費		8,688,896	1,709,400	10,398,296
	1 教育総務費	4,081,357	1,011,005	5,092,362
	2 小学校費	1,661,877	143,804	1,805,681
	3 中学校費	891,029	546,929	1,437,958
	5 社会教育費	1,410,886	7,662	1,418,548
歳 出 合 計		87,504,321	5,895,805	93,400,126

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 目 名 ( )	金 額
2 総務費	1 総務管理費	一 般 管 理 経 費	496
		車 両 管 理 経 費	148
		行 政 改 革 推 進 経 費	83,974
		情 報 化 推 進 経 費	119,571
		美 術 館 管 理 運 営 事 業	1,447
3 民生費	1 社会福祉費	体 育 館 管 理 経 費	6,441
	2 児童福祉費	民 間 保 育 所 運 営 補 助 事 業	360
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 ( 児 童 保 育 費 )	30,026
4 衛生費	1 保健衛生費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 ( 母 子 衛 生 費 )	606
5 労働費	1 労働諸費	勤 労 市 民 会 館 管 理 運 営 経 費	4,517
8 土木費	2 道路橋りょう費	道 路 照 明 灯 等 関 係 経 費	44,770
		香 川 甘 沼 線 道 路 改 良 事 業	36,860
		市 道 7 4 4 9 号 線 道 路 改 良 事 業	6,631
		高 田 萩 園 線 道 路 改 良 事 業	78,668
		市 道 0 1 0 9 号 線 歩 道 設 置 事 業	34,731
		市 道 0 1 1 0 号 線 歩 道 設 置 事 業	1,653
		行 谷 芹 沢 線 道 路 改 良 事 業	45,159
		橋 り ょう 等 長 寿 命 化 推 進 事 業	49,610
		浜 園 橋 橋 り ょう 整 備 事 業	2,855
	3 河川費	河 川 維 持 管 理 経 費	39,556
		千 ノ 川 整 備 事 業	93,386
		駒 寄 川 整 備 事 業	5,200

(単位 千円)

款	項	事 業 名 ( 業 目 )	金 額
8 土木費	4 都市計画費	新 国 道 線 街 路 事 業	16,298
9 消防費	1 消防費	消 防 通 信 業 務 管 理 経 費	3,344
		消 防 車 両 維 持 管 理 経 費	1,711
		消 防 車 両 整 備 事 業	122,894
10 教育費	2 小学校費	学 校 施 設 整 備 事 業	89,255
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 ( 学 校 管 理 費 )	31,500
		特 別 支 援 学 級 関 係 経 費	23,049
	3 中学校費	学 校 施 設 整 備 事 業	486,900
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 ( 学 校 管 理 費 )	18,900
		特 別 支 援 学 級 関 係 経 費	40,257

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
10 教育費	5 社会教育費	青 少 年 広 場 整 備 事 業	5,126	10,629

### 第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
行谷芹沢線道路改良事業債		43,900	普通貸借又は証券発行。事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
災 害 復 旧 事 業 債		1,400			
計	3,020,005	3,607,305			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
高 田 萩 園 線 道 路 改 良 事 業 債	35,400	52,300
橋 り よ う 等 長 寿 命 化 推 進 事 業 債	20,800	55,800
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	213,000	703,100
計	3,020,005	3,607,305



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	411,016	800	411,816
11 地方交付税	2,955,866	505,554	3,461,420
13 分担金及び負担金	661,772	10,200	671,972
14 使用料及び手数料	1,397,106	57,331	1,454,437
15 国庫支出金	19,836,086	418,135	20,254,221
16 県支出金	6,399,492	395,623	6,795,115
17 財産収入	162,043	△30	162,013
18 寄附金	152,984	44,410	197,394
19 繰入金	3,627,274	6,774	3,634,048
20 繰越金	2,070,407	3,738,843	5,809,250
21 諸収入	3,656,434	130,865	3,787,299
22 市債	3,020,005	587,300	3,607,305
歳入合計	87,504,321	5,895,805	93,400,126

# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,925,430	1,231,218	10,156,648
3 民生費	39,336,585	1,206,440	40,543,025
4 衛生費	12,001,773	1,601,577	13,603,350
5 労働費	235,383	4,517	239,900
7 商工費	2,361,234	18,278	2,379,512
8 土木費	6,094,282	116,359	6,210,641
9 消防費	3,215,419	8,016	3,223,435
10 教育費	8,688,896	1,709,400	10,398,296
歳 出 合 計	87,504,321	5,895,805	93,400,126



(単位 千円)

特 国 県 支 出 金	補 正 額 の 財 源 内 訳		一 般 財 源
	地 方 債	そ の 他	
101,772	0	16,007	1,113,439
163,073	0	54,169	989,198
318,083	0	174,692	1,108,802
0	0	0	4,517
18,278	0	0	0
15,534	97,200	877	2,748
6,485	0	1,531	0
190,533	490,100	1,119	1,027,648
813,758	587,300	248,395	4,246,352

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税	411,016	800	411,816
3 森林環境譲与税	25,016	800	25,816
1 森林環境譲与税	25,016	800	25,816
11 地方交付税	2,955,866	505,554	3,461,420
1 地方交付税	2,955,866	505,554	3,461,420
1 地方交付税	2,955,866	505,554	3,461,420
13 分担金及び負担金	661,772	10,200	671,972
1 負担金	661,772	10,200	671,972
1 民生費負担金	624,394	10,200	634,594
14 使用料及び手数料	1,397,106	57,331	1,454,437
2 手数料	1,021,875	52,115	1,073,990
2 衛生手数料	905,302	52,115	957,417
3 証紙収入	36,465	5,216	41,681
1 証紙収入	36,465	5,216	41,681
15 国庫支出金	19,836,086	418,135	20,254,221
1 国庫負担金	12,344,503	109,365	12,453,868
1 民生費国庫負担金	11,584,280	96,195	11,680,475

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 森林環境譲与税	800	1 森林環境譲与税	800
1 地方交付税	505,554	1 普通交付税	505,554
2 児童福祉費負担金	10,200	1 保育所保育費自己負担金	10,200
2 清掃手数料	52,115	1 一般廃棄物（ごみ）処理手数料	52,115
1 証紙収入	5,216	1 大型ごみ処理手数料	5,216
1 社会福祉費負担金	28,638	1 保険基盤安定負担金 3 自立支援給付費負担金（1／2） 6 障害児入所給付費等負担金（1／2）	21,270 848 6,520

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 衛生費国庫負担金	760,223	13,170	773,393
	2 国庫補助金	7,443,036	308,770	7,751,806
	1 総務費国庫補助金	496,418	101,772	598,190
	2 民生費国庫補助金	4,048,691	△28,410	4,020,281
	3 衛生費国庫補助金	1,077,346	4,578	1,081,924
	4 商工費国庫補助金	765,000	18,278	783,278
	5 土木費国庫補助金	463,409	15,534	478,943
	6 消防費国庫補助金	50,241	6,485	56,726

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	65,547	1 保育所運営費負担金 (5/10) 10 施設等利用費負担金 (5/10) 12 令和2年度施設等利用費負担金 (5/10) 14 令和3年度養育医療給付費負担金 (1/2)	48,295 8,687 6,993 1,572
3 生活保護費負担金	2,010	4 令和3年度生活保護費負担金 (3/4)	2,010
1 保健衛生費負担金	13,170	2 感染症患者入院医療費負担金 (3/4)	13,170
1 総務管理費補助金	101,772	5 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	101,772
2 児童福祉費補助金	1,616	3 保育対策総合支援事業費補助金 4 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	360 1,256
4 地方創生臨時交付金	△30,026	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	△30,026
1 保健衛生費補助金	285	5 母子保健衛生費国庫補助金	285
3 地方創生臨時交付金	4,293	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,293
1 地方創生臨時交付金	18,278	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,278
2 道路橋りょう費補助金	15,534	1 社会資本整備総合交付金 2 道路交通安全対策事業費補助金	1,000 14,534
2 地方創生臨時交付金	6,485	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,485

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	7 教育費国庫補助金	489,093	190,533	679,626
16	県支出金	6,399,492	395,623	6,795,115
	1 県負担金	4,247,287	94,032	4,341,319
	1 民生費県負担金	4,220,175	94,032	4,314,207
	2 県補助金	1,595,297	301,591	1,896,888
	2 民生費県補助金	955,554	1,256	956,810
	3 衛生費県補助金	501,366	300,335	801,701
17	財産収入	162,043	△30	162,013
	1 財産運用収入	133,501	△30	133,471
	2 利子及び配当金	25,576	△30	25,546
18	寄附金	152,984	44,410	197,394
	1 寄附金	152,984	44,410	197,394

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 小学校費補助 金	48,334	3 小学校施設整備費補助金 6 学校保健特別対策事業費補助金	32,584 15,750
3 中学校費補助 金	116,999	3 中学校施設整備費補助金 6 学校保健特別対策事業費補助金	107,549 9,450
5 地方創生臨時 交付金	25,200	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	25,200
1 社会福祉費負 担金	67,697	3 保険基盤安定負担金 4 自立支援給付費負担金 (1/4) 5 障害児施設措置費 (給付費等) 負担金 (1/4)	64,013 424 3,260
2 児童福祉費負 担金	26,335	1 保育所運営費負担金 (2.5/10) 9 施設等利用費負担金 (2.5/10) 10 令和2年度施設等利用費負担金 (2.5/10) 13 令和3年度養育医療給付費負担金 (1/4)	18,310 4,344 3,496 185
2 児童福祉費補 助金	1,256	6 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	1,256
1 保健衛生費補 助金	300,335	9 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)	300,335
1 利息収入	△30	3 公共施設等再編整備基金利子 9 ごみ減量化・資源化基金利子 10 緑のまちづくり基金利子	△20 △3 △7

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 総務費寄附金	102,853	16,417	119,270
	3 民生費寄附金	6,010	25,051	31,061
	4 衛生費寄附金	121	939	1,060
	5 土木費寄附金	1,000	884	1,884
	6 教育費寄附金	0	1,119	1,119
19	繰入金	3,627,274	6,774	3,634,048
	1 特別会計繰入金	64,950	1,155	66,105
	2 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	0	1,155	1,155
	2 基金繰入金	3,562,324	5,619	3,567,943
	1 ふるさと基金繰入金	89,074	1,422	90,496
	5 子ども未来応援基金繰入金	10,829	△390	10,439
	7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	395,423	4,587	400,010



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務費指定寄 附金	16,417	1 ふるさと基金寄附金 2 公共施設等再編整備基金寄附金 4 文化振興基金寄附金 5 姉妹都市交流基金寄附金 6 企業版ふるさと納税寄附金	1,422 821 99 125 13,950
1 民生費指定寄 附金	25,051	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	724 24,327
1 衛生費指定寄 附金	939	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	364 575
1 土木費指定寄 附金	884	1 緑のまちづくり基金寄附金	884
1 教育費指定寄 附金	1,119	1 学校施設整備基金寄附金	1,119
1 公共用地先行 取得事業特別 会計繰入金	1,155	1 公共用地先行取得事業特別会計繰入金	1,155
1 ふるさと基金 繰入金	1,422	1 ふるさと基金繰入金	1,422
1 子ども未来応 援基金繰入金	△390	1 子ども未来応援基金繰入金	△390
1 ごみ減量化・ 資源化基金繰 入金	4,587	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	4,587

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	2,070,407	3,738,843	5,809,250
1 繰越金	2,070,407	3,738,843	5,809,250
1 繰越金	2,070,407	3,738,843	5,809,250
21 諸収入	3,656,434	130,865	3,787,299
4 受託事業収入	876,699	1,917	878,616
2 衛生費受託事業収入	279,421	386	279,807
4 消防費受託事業収入	590,838	1,531	592,369
5 雑入	918,738	128,948	1,047,686
2 雑入	916,683	128,948	1,045,631
22 市債	3,020,005	587,300	3,607,305
1 市債	3,020,005	587,300	3,607,305
5 土木債	922,600	95,800	1,018,400
7 教育債	429,300	490,100	919,400
10 災害復旧債	0	1,400	1,400
歳 入 合 計	87,504,321	5,895,805	93,400,126

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	3,738,843	1 前年度繰越金	3,738,843
1 保健衛生費受託事業収入	386	1 保健所業務受託事業収入	386
1 消防費受託事業収入	1,531	1 消防業務受託事業収入	1,531
2 民生費雑入	18,918	28 民間保育所等運営事業費返還金 90 その他雑入	18,853 65
3 衛生費雑入	110,030	4 太陽光発電売電収入 6 有価物売却代	49 109,981
1 道路橋りょう債	95,800	8 高田萩園線道路改良事業債 11 橋りょう等長寿命化推進事業債 20 行谷芹沢線道路改良事業債	16,900 35,000 43,900
1 小学校債	75,400	1 義務教育施設整備事業債	75,400
2 中学校債	414,700	1 義務教育施設整備事業債	414,700
1 災害復旧事業債	1,400	1 災害復旧事業債	1,400

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,925,430	1,231,218	10,156,648		
1 総務管理費	7,017,594	1,231,218	8,248,812		
1 一般管理費	3,394,574	1,055	3,395,629	一般財源	1,055
4 財政管理費	236,062	1,704	237,766	そ の 他	1,422
				一般財源	282
6 財産管理費	443,240	1,010,941	1,454,181	そ の 他	801
				一般財源	1,010,140
7 企画費	1,083,749	217,106	1,300,855	国庫支出金	101,772
				そ の 他	13,560
				一般財源	101,774
13 文化行政費	492,032	412	492,444	そ の 他	224
				一般財源	188
3 民生費	39,336,585	1,206,440	40,543,025		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
5	災害補償費	559	20 一般管理経費	496
11	需用費	496	60 職員福利厚生費	559
	1 消耗品費	496	3 公務災害補償関係経費	559
23	償還金利子及び割引料	242	20 ふるさと基金積立金	1,422
25	積立金	1,422	40 公共用地先行取得事業特別会計繰出金	40
28	繰出金	40	50 神奈川県市町村移譲事務交付金返還金	242
11	需用費	10,120	10 庁舎維持管理経費	10,120
	5 光熱水費	10,120	60 公共施設等再編整備基金積立金	1,000,821
25	積立金	1,000,821		
11	需用費	439	40 行政改革推進経費	83,974
	1 消耗品費	154	50 情報化推進経費	119,571
	4 印刷製本費	285	1 情報化推進経費	119,571
12	役務費	1,054	80 まち・ひと・しごと創生基金積立金	13,561
	3 手数料	1,054		
13	委託料	202,052		
25	積立金	13,561		
25	積立金	412	60 文化振興基金積立金	287
			160 姉妹都市交流基金積立金	125

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 社会福祉費	18,255,867	218,628	18,474,495		
1 社会福祉総務費	7,580,069	169,019	7,749,088	国庫支出金	21,270
				県支出金	64,013
				そ の 他	724
				一般財源	83,012
2 障がい者福祉費	6,540,558	43,168	6,583,726	国庫支出金	7,368
				県支出金	3,684
				一般財源	32,116
9 体育施設費	495,391	6,441	501,832	一般財源	6,441
2 児童福祉費	16,886,396	831,113	17,717,509		
1 児童福祉総務費	4,527,000	381,821	4,908,821	国庫支出金	9,164
				県支出金	4,429
				そ の 他	24,327
				一般財源	343,901

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
19	負担金補助及び交付金	796	40 社会福祉協議会関係経費 2 社会福祉基金補助金	796 796
			100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金	113,712
23	償還金利子及び割引料	53,372	110 国民健康保険事業特別会計繰出金	591
			130 介護保険事業特別会計繰出金	548
			210 生活困窮者自立支援事業費	28,075
28	繰出金	114,851	290 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金返還金	5,280
			300 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費返還金	20,017
11	需用費	23	10 障がい者福祉管理経費	28,369
	2 燃料費	23	1 障がい者福祉管理経費	28,369
			40 自立支援給付費	1,758
			3 補装具給付費	1,758
20	扶助費	14,799	90 障がい児支援給付費	13,041
23	償還金利子及び割引料	28,346		
11	需用費	6,441	20 体育館管理経費	6,441
	6 修繕料	6,441		
11	需用費	52	20 児童福祉総務管理経費	6,124
	5 光熱水費	52	40 民間保育所運営補助事業費	36,890
			50 一時預かり事業費	3,770
19	負担金補助及び交付金	4,130	130 療育相談事業費	52
			180 施設等利用費	8,207
23	償還金利子及び割引料	50,861	190 子ども未来応援基金積立金	326,778
25	積立金	326,778		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 児童保育費	11,113,139	434,823	11,547,962	国庫支出金	27,973
				県支出金	23,162
				そ の 他	29,053
				一般財源	354,635
5 地域児童福祉費	656,789	14,469	671,258	そ の 他	65
				一般財源	14,404
3 生活保護費	4,194,322	156,699	4,351,021		
1 生活保護総務費	193,769	156,699	350,468	一般財源	156,699
2 扶助費	4,000,553	0	4,000,553	国庫支出金	2,010
				一般財源	△2,010
4 衛生費	12,001,773	1,601,577	13,603,350		
1 保健衛生費	7,108,729	1,430,885	8,539,614		
2 予防費	2,259,048	1,427,099	3,686,147	国庫支出金	17,178
				県支出金	300,335
				そ の 他	1,422
				一般財源	1,108,164
3 母子衛生費	1,095,068	606	1,095,674	国庫支出金	570
				一般財源	36



(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	193,413	10 民間保育所等運営事業費	242,280
		80 施設等利用費	55,624
19 負担金補助及び交付金	17,373	140 子育て世帯生活支援特別給付金返還金	94,850
		150 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費返還金	42,069
23 償還金利子及び割引料	224,037		
11 需用費	65	20 放課後児童健全育成事業費	14,469
5 光熱水費	65		
23 償還金利子及び割引料	14,404		
23 償還金利子及び割引料	156,699	20 生活保護総務管理経費	156,699
19 負担金補助及び交付金	304,343	30 感染症対策事業費	15,533
		1 感染症予防事業費	15,533
		40 疾病対策事業費	2,459
		2 風しん抗体検査事業費	2,459
20 扶助費	17,560	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	321,903
23 償還金利子及び割引料	1,105,196	90 新型コロナウイルスワクチン接種事業費返還金	1,087,204
13 委託料	525	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費	606

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 環境衛生費	171,538	858	172,396	そ の 他	413
				一般財源	445
7 保健所費	75,554	2,322	77,876	そ の 他	386
				一般財源	1,936
2 清掃費	4,893,044	170,692	5,063,736		
1 清掃総務費	1,714,573	168,621	1,883,194	そ の 他	167,748
				一般財源	873
2 じんかい処理費	2,919,987	2,071	2,922,058	そ の 他	4,723
				一般財源	△2,652
5 労働費	235,383	4,517	239,900		
1 労働諸費	235,383	4,517	239,900		
1 労働諸費	235,383	4,517	239,900	一般財源	4,517
7 商工費	2,361,234	18,278	2,379,512		
1 商工費	2,361,234	18,278	2,379,512		
1 商工振興費	2,280,185	18,278	2,298,463	国庫支出金	18,278
8 土木費	6,094,282	116,359	6,210,641		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	81		
11 需用費	293	20 公衆便所関係経費	273
5 光熱水費	293	70 環境施策推進事業費	20
25 積立金	565	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	565
19 負担金補助及び交付金	2,322	10 保健所管理運営経費	2,322
12 役務費	5,080	20 清掃総務管理経費	5,080
3 手数料	5,080	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	163,541
25 積立金	163,541		
11 需用費	2,071	50 焼却炉経費	1,667
2 燃料費	404	60 粗大ごみ処理施設経費	404
5 光熱水費	1,667		
11 需用費	4,517	40 勤労市民会館管理運営経費	4,517
6 修繕料	4,517		
25 積立金	18,278	130 新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金	18,278

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 道路橋りょう費	1,369,042	113,540	1,482,582		
1 道路橋りょう総務費	239,683	0	239,683	地 方 債	1,400
				一般財源	△1,400
3 道路新設改良費	649,805	63,930	713,735	国庫支出金	1,000
				地 方 債	60,800
				一般財源	2,130
4 橋りょう維持費	69,024	49,610	118,634	国庫支出金	14,534
				地 方 債	35,000
				一般財源	76
3 河川費	406,031	16	406,047		
1 河川総務費	118,351	16	118,367	一般財源	16
4 都市計画費	3,485,067	2,803	3,487,870		
1 都市計画総務費	2,954,851	134	2,954,985	一般財源	134
4 緑化推進費	48,083	2,669	50,752	そ の 他	877
				一般財源	1,792
9 消防費	3,215,419	8,016	3,223,435		
1 消防費	3,215,419	8,016	3,223,435		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	178	60 市道改良事業費 4 高田萩園線道路改良	18,771 18,771
15 工事請負費	42,548	90 北部地区幹線道路改良事業費 1 行谷芹沢線道路改良	45,159 45,159
17 公有財産購入 費	△12,796		
22 補償補填及び 賠償金	34,000		
13 委託料	49,610	10 橋りょう等長寿命化推進事業費	49,610
11 需用費	16	20 河川総務管理経費	16
5 光熱水費	16		
24 投資及び出資 金	134	50 公共下水道事業会計出資金	134
25 積立金	2,669	30 緑のまちづくり基金積立金 50 森林環境譲与税基金積立金	1,042 1,627

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 常備消防費	2,967,157	8,016	2,975,173	国庫支出金	6,485
				そ の 他	1,531
10 教育費	8,688,896	1,709,400	10,398,296		
1 教育総務費	4,081,357	1,011,005	5,092,362		
2 事務局費	4,075,012	1,011,005	5,086,017	そ の 他	1,119
				一般財源	1,009,886
2 小学校費	1,661,877	143,804	1,805,681		
1 学校管理費	1,355,401	120,755	1,476,156	国庫支出金	54,401
				地 方 債	66,000
				一般財源	354
2 教育振興費	306,476	23,049	329,525	国庫支出金	9,683
				地 方 債	9,400
				一般財源	3,966
3 中学校費	891,029	546,929	1,437,958		
1 学校管理費	717,931	506,672	1,224,603	国庫支出金	108,378
				地 方 債	397,000
				一般財源	1,294

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3	職員手当等	8,016	10	職員給与費 8,016
	8 特殊勤務手当	8,016		
11	需用費	△1,266	20	事務局管理経費 △1,266
	1 消耗品費	△1,266	80	教育事務委託負担金 11,152
19	負担金補助及び交付金	11,152	170	学校施設整備基金積立金 1,001,119
25	積立金	1,001,119		
11	需用費	31,500	90	学校施設整備事業費 89,255
	1 消耗品費	31,500	120	新型コロナウイルス感染症対策事業費 31,500
15	工事請負費	89,255		
11	需用費	1,864	20	特別支援学級関係経費 23,049
	1 消耗品費	1,864		
15	工事請負費	19,178		
18	備品購入費	2,007		
11	需用費	19,059	20	一般管理経費 159
	1 消耗品費	18,900	50	健康管理経費 713
	2 燃料費	159	2	職員健康管理経費 713
13	委託料	713	90	学校施設整備事業費 486,900
			120	新型コロナウイルス感染症対策事業費 18,900

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 教育振興費	173,098	40,257	213,355	国庫支出金	18,071
				地 方 債	17,700
				一般財源	4,486
5 社会教育費	1,410,886	7,662	1,418,548		
3 公民館費	78,033	781	78,814	一般財源	781
4 青少年対策費	78,492	5,503	83,995	一般財源	5,503
5 青少年施設費	65,609	1,378	66,987	一般財源	1,378
歳 出 合 計	87,504,321	5,895,805	93,400,126		



## 教育費

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
15	工事請負費	486,900		
11	需用費	1,993	20 特別支援学級関係経費	40,257
	1 消耗品費	1,993		
15	工事請負費	35,787		
18	備品購入費	2,477		
11	需用費	781	30 施設維持管理経費	781
	5 光熱水費	781		
15	工事請負費	5,503	40 青少年広場整備事業費	5,503
11	需用費	1,378	30 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費	1,378
	5 光熱水費	1,378		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,989,234	13,219,747	15,525,752	
補正前	5,981,218	13,211,731	15,517,736	
比較	8,016	8,016	8,016	
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	62,330		
	補正前	54,314		
	比較	8,016		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,822,932	11,899,779	14,049,332	
補正前	5,814,916	11,891,763	14,041,316	
比較	8,016	8,016	8,016	
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	62,330		
	補正前	54,314		
	比較	8,016		

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	8,016	その他の増減分 8,016	特殊勤務手当 8,016 千円	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			補 正 前	補 正 後
		補 正 前 の 額	補 正 額	計		
1 普通債	37,352,609	2,392,400	585,900	2,978,300	36,773,754	37,359,654
(7) 土 木	7,850,380	1,170,400	95,800	1,266,200	8,382,051	8,477,851
(10) 教 育	9,712,427	804,600	490,100	1,294,700	9,669,981	10,160,081
2 災害復旧債	28,300		1,400	1,400	24,763	26,163
(2) 土 木	25,700		1,400	1,400	22,488	23,888
合 計	64,168,859	3,692,905	587,300	4,280,205	62,292,211	62,879,511

令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 3, 0 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 1 2 3, 9 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,037,706	△114,303	4,923,403
	1 国民健康保険料	5,037,706	△114,303	4,923,403
4 財産収入		27	11	38
	1 財産運用収入	27	11	38
5 繰入金		1,827,193	114,303	1,941,496
	1 一般会計繰入金	1,527,193	114,303	1,641,496
6 繰越金		21,758	433,000	454,758
	1 繰越金	21,758	433,000	454,758
歳 入 合 計		22,690,901	433,011	23,123,912

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,550,384	0	6,550,384
	1 医療給付費分	4,340,435	0	4,340,435
	2 後期高齢者支援金等分	1,559,230	0	1,559,230
	3 介護納付金分	650,719	0	650,719
6 国民健康保険運営基金		27	433,011	433,038
	1 国民健康保険運営基金	27	433,011	433,038
歳 出 合 計		22,690,901	433,011	23,123,912

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	5,037,706	△114,303	4,923,403
4 財産収入	27	11	38
5 繰入金	1,827,193	114,303	1,941,496
6 繰越金	21,758	433,000	454,758
歳入合計	22,690,901	433,011	23,123,912

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	6,550,384	0	6,550,384
6 国民健康保険運営基金	27	433,011	433,038
歳 出 合 計	22,690,901	433,011	23,123,912



(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定	財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	114,303	△114,303
0	0	11	433,000
0	0	114,314	318,697

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	5,037,706	△114,303	4,923,403
1 国民健康保険料	5,037,706	△114,303	4,923,403
1 一般被保険者国民健康保険料	5,037,706	△114,303	4,923,403
4 財産収入	27	11	38
1 財産運用収入	27	11	38
1 利子及び配当金	27	11	38
5 繰入金	1,827,193	114,303	1,941,496
1 一般会計繰入金	1,527,193	114,303	1,641,496
1 一般会計繰入金	1,527,193	114,303	1,641,496
6 繰越金	21,758	433,000	454,758
1 繰越金	21,758	433,000	454,758
1 繰越金	21,758	433,000	454,758
歳 入 合 計	22,690,901	433,011	23,123,912

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	△74,181	1 医療給付費分現年分	△74,181
2 後期高齢者支 援金分現年分	△18,608	1 後期高齢者支援金分現年分	△18,608
3 介護納付金分 現年分	△21,514	1 介護納付金分現年分	△21,514
1 利子収入	11	1 利子収入	11
1 保険基盤安定 繰入金	113,712	1 保険基盤安定繰入金	113,712
4 財政安定化支 援事業繰入金	591	1 財政安定化支援事業繰入金	591
1 前年度繰越金	433,000	1 前年度繰越金	433,000

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 国民健康保険事業費納付金	6,550,384	0	6,550,384		
1 医療給付費分	4,340,435	0	4,340,435		
1 一般被保険者医療給付費分	4,340,435	0	4,340,435	そ の 他	74,181
				一般財源	△74,181
2 後期高齢者支援金等分	1,559,230	0	1,559,230		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,559,230	0	1,559,230	そ の 他	18,608
				一般財源	△18,608
3 介護納付金分	650,719	0	650,719		
1 介護納付金分	650,719	0	650,719	そ の 他	21,514
				一般財源	△21,514
6 国民健康保険運営基金	27	433,011	433,038		
1 国民健康保険運営基金	27	433,011	433,038		
1 国民健康保険運営基金	27	433,011	433,038	そ の 他	11
				一般財源	433,000
歳 出 合 計	22,690,901	433,011	23,123,912		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25 積立金	433,011	10 国民健康保険運営基金積立金	433,011

令和 4 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,266,963 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		3,930,194	△415	3,929,779
	1 介護保険料	3,930,194	△415	3,929,779
3 国庫支出金		3,512,070	916	3,512,986
	2 国庫補助金	561,865	916	562,781
6 繰入金		3,188,822	551	3,189,373
	1 一般会計繰入金	2,838,396	548	2,838,944
	2 基金繰入金	350,426	3	350,429
歳 入 合 計		18,265,911	1,052	18,266,963

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		497,172	548	497,720
	1 総務管理費	339,588	548	340,136
5 介護保険運営基金		444,183	504	444,687
	1 介護保険運営基金	444,183	504	444,687
歳 出 合 計		18,265,911	1,052	18,266,963



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	3,930,194	△415	3,929,779
3 国庫支出金	3,512,070	916	3,512,986
6 繰入金	3,188,822	551	3,189,373
歳入合計	18,265,911	1,052	18,266,963

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	497,172	548	497,720
5 介護保険運営基金	444,183	504	444,687
歳 出 合 計	18,265,911	1,052	18,266,963

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
0	0	548	0
504	0	0	0
504	0	548	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,930,194	△415	3,929,779
1 介護保険料	3,930,194	△415	3,929,779
1 被保険者保険料	3,930,194	△415	3,929,779
3 国庫支出金	3,512,070	916	3,512,986
2 国庫補助金	561,865	916	562,781
1 調整交付金	359,659	916	360,575
6 繰入金	3,188,822	551	3,189,373
1 一般会計繰入金	2,838,396	548	2,838,944
1 一般会計繰入金	2,838,396	548	2,838,944
2 基金繰入金	350,426	3	350,429
1 介護保険運営基金繰入金	350,426	3	350,429
歳 入 合 計	18,265,911	1,052	18,266,963

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	△415	1 現年度分	△415
2 特別調整交付金	916	1 特別調整交付金	916
3 事務費繰入金	548	1 事務費繰入金	548
1 介護保険運営基金繰入金	3	1 介護保険運営基金繰入金	3

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	497,172	548	497,720		
1 総務管理費	339,588	548	340,136		
1 一般管理費	339,588	548	340,136	そ の 他	548
5 介護保険運営基金	444,183	504	444,687		
1 介護保険運営基金	444,183	504	444,687		
1 介護保険運営基金	444,183	504	444,687	国庫支出金	504
歳 出 合 計	18,265,911	1,052	18,266,963		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12 役務費		548	20 一般管理経費	548
3 手数料		548		
25 積立金		504	10 介護保険運営基金積立金	504

令和 4 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度茅ヶ崎市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,562 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		70,088	40	70,128
	1 一般会計繰入金	70,088	40	70,128
3 財産収入		0	2,433	2,433
	1 財産売払収入	0	2,433	2,433
歳 入 合 計		70,089	2,473	72,562

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		70,089	1,318	71,407
	1 公債費	70,089	1,318	71,407
2 総務費		0	1,155	1,155
	1 総務管理費	0	1,155	1,155
歳 出 合 計		70,089	2,473	72,562

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	70,088	40	70,128
3 財産収入	0	2,433	2,433
歳入合計	70,089	2,473	72,562

# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費	70,089	1,318	71,407
2 総務費	0	1,155	1,155
歳 出 合 計	70,089	2,473	72,562

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1,318	0
0	0	1,155	0
0	0	2,473	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金	70,088	40	70,128
1 一般会計繰入金	70,088	40	70,128
1 一般会計繰入金	70,088	40	70,128
3 財産収入	0	2,433	2,433
1 財産売払収入	0	2,433	2,433
1 不動産売払収入	0	2,433	2,433
歳 入 合 計	70,089	2,473	72,562

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1 一般会計繰入金	40	1 一般会計繰入金		40
1 土地売払収入	2,433	1 土地売払収入		2,433

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 公債費	70,089	1,318	71,407		
1 公債費	70,089	1,318	71,407		
1 元金	69,074	1,278	70,352	そ の 他	1,278
2 利子	1,015	40	1,055	そ の 他	40
2 総務費	0	1,155	1,155		
1 総務管理費	0	1,155	1,155		
1 一般管理費	0	1,155	1,155	そ の 他	1,155
歳 出 合 計	70,089	2,473	72,562		



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
23 償還金利子及び び割引料	1,278	10 市債償還金	1,278
23 償還金利子及び び割引料	40	10 市債利子	40
28 繰出金	1,155	10 一般会計繰出金	1,155

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			現 在 高 見 込 額	未 償 還 額
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	248,789	69,074	1,278	70,352	179,715	178,437
(1) 公共用地	248,789	69,074	1,278	70,352	179,715	178,437
合 計	248,789	69,074	1,278	70,352	179,715	178,437

## 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良費			
管渠建設事業費	1,656,966千円	422,444千円	2,079,410千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,928,930千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額1,928,945千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	2,844,911千円	422,429千円	3,267,340千円
第1項 企業債	1,948,600千円	366,700千円	2,315,300千円
第2項 出資金	230,261千円	134千円	230,395千円
第4項 補助金	391,735千円	55,595千円	447,330千円
支出			
第1款 資本的支出	4,773,841千円	422,444千円	5,196,285千円
第1項 建設改良費	2,338,440千円	422,444千円	2,760,884千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共下水道整備事業	1,495,300	1,862,000
計	1,948,600	2,315,300

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

## 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

## 収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			2,844,911	422,429	3,267,340	
	1 企業債		1,948,600	366,700	2,315,300	
		1 下水道債	1,948,600	366,700	2,315,300	
	2 出資金		230,261	134	230,395	
		1 他会計出資金	230,261	134	230,395	
	4 補助金		391,735	55,595	447,330	
		1 国庫補助金	391,735	55,595	447,330	

## 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,773,841	422,444	5,196,285	
	1 建設改良費		2,338,440	422,444	2,760,884	
		1 管渠建設事業費	1,656,966	422,444	2,079,410	



令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	243,965		243,965
減価償却費	2,585,300		2,585,300
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5,473		5,473
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 451		△ 451
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	626		626
長期前受金戻入額	△ 1,127,106		△ 1,127,106
償却原価法による受取利息	△ 10		△ 10
受取利息及び受取配当金	△ 499		△ 499
支払利息及び企業債取扱諸費	406,783		406,783
資産減耗費	9,209		9,209
未収金の増減額 (△は増加)	6,710	△ 8,404	△ 1,694
未払金の増減額 (△は減少)	10,479	△ 30,000	△ 19,521
小計	2,140,479	△ 38,404	2,102,075
利息及び配当金の受取額	499		499
支払利息及び企業債取扱諸費支払額	△ 406,783		△ 406,783
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,734,195	△ 38,404	1,695,791
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,974,401	△ 384,040	△ 2,358,441
無形固定資産の取得による支出	△ 68,530		△ 68,530
有価証券の取得による支出	△ 100,000		△ 100,000
国庫補助金等による収入	333,996	55,595	389,591
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	188,768		188,768
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,620,167	△ 328,445	△ 1,948,612
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	500,000		500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000		△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,948,600	366,700	2,315,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,335,401		△ 2,335,401
他会計からの出資による収入	230,261	134	230,395
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 156,540	366,834	210,294
資金増加額 (又は減少額)	△ 42,512	△ 15	△ 42,527
資金期首残高	2,053,347		2,053,347
資金期末残高	2,010,835	△ 15	2,010,820





区 分		既決予定額	補正予定額	計	
3	負債の部				
(1)	固定負債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	24,853,913	366,700	<u>25,220,613</u>	
	企業債合計				25,220,613
(2)	引当金				
ア	退職給付引当金	56,034		<u>56,034</u>	
	引当金合計				<u>56,034</u>
	固定負債合計				25,276,647
4	流動負債				
(1)	企業債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,305,890		<u>2,305,890</u>	
	企業債合計				2,305,890
(2)	未払金				
ア	営業未払金	335,412		335,412	
イ	営業外未払金	30,000	△ 30,000	0	
ウ	建設改良費未払金	136,290		136,290	
エ	その他未払金	0		0	
	未払金合計				471,702
(3)	引当金				
ア	賞与引当金	7,471		<u>7,471</u>	
	引当金合計				7,471
(4)	その他流動負債				
ア	預り金	750		750	
イ	預り有価証券	0		0	
	その他流動負債合計				<u>750</u>
	流動負債合計				2,785,813
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
ア	国県長期前受補助金	17,464,241	55,595	17,519,836	
イ	他会計長期前受補助金	7,786,674		7,786,674	
ウ	その他長期前受金	8,195,019		<u>8,195,019</u>	
	長期前受金合計				33,501,529
(2)	長期前受金収益化累計額				
ア	国県長期前受補助金累計額	△ 6,124,773		△ 6,124,773	
イ	他会計長期前受補助金累計額	△ 3,732,189		△ 3,732,189	
ウ	その他長期前受金累計額	△ 2,760,830		<u>△ 2,760,830</u>	
	長期前受金収益化累計額合計				<u>△ 12,617,792</u>
	繰延収益合計				20,883,737
	負債合計				<u>48,946,197</u>
6	資本の部				
(1)	自己資本				
ア	自己資本	17,191,791	134	<u>17,191,925</u>	
	資本合計				17,191,925
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
ア	受贈財産評価額	1,061,904		1,061,904	
イ	負担金	520		520	
ウ	補助金	2,494,989		<u>2,494,989</u>	
	資本剰余金合計				3,557,413
(2)	利益剰余金				
ア	建設改良積立金	80,000		80,000	
イ	当年度未処分利益剰余金	849,985		<u>849,985</u>	
	利益剰余金合計				<u>929,985</u>
	剰余金合計				4,487,398
	資本合計				<u>21,679,323</u>
	負債資本合計				<u>70,625,520</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的有価証券

取得原価または償却原価（定額法）

イ 満期保有目的以外の有価証券等

該当なし

ウ 出資金

出資金額

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

車両及び運搬具 4年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

地上権 5年

施設利用権 35年

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は19,970,177千円である。

3 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市公共下水道事業では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	8,375 千円
1年超	22,334 千円
計	30,709 千円

5 その他

(1) 賞与引当金の取り崩し

当年度において、期末勤勉手当として45,930千円を支給予定であるため、賞与引当金8,577千円を取り崩す予定である。

令和4年度茅ヶ崎市公共下  
資本的収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2,844,911	422,429	3,267,340
1 企業債	1,948,600	366,700	2,315,300
1 下水道債	1,948,600	366,700	2,315,300
2 出資金	230,261	134	230,395
1 他会計出資金	230,261	134	230,395
4 補助金	391,735	55,595	447,330
1 国庫補助金	391,735	55,595	447,330

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	4,773,841	422,444	5,196,285
1 建設改良費	2,338,440	422,444	2,760,884
1 管渠建設事業費	1,656,966	422,444	2,079,410

水道事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共下水道債	366,700	1 下水道整備事業債 366,700
1 一般会計出資金	134	1 建設改良出資金 134
1 公共下水道国庫補助金	55,595	1 社会資本整備総合交付金 55,595

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24 委託料	8,393	10 雨水施設整備事業費 370,123
27 工事請負費	305,173	20 汚水施設整備事業費 6,847
30 負担金	108,878	40 地震対策事業費 45,474

## 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2） 年間患者数			
入 院	105,850人	△7,300人	98,550人
（3） 一日平均患者数			
入 院	290人	△20人	270人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	12,318,666千円	461,870千円	12,780,536千円
第1項 医業収益	10,943,668千円	△557,955千円	10,385,713千円
第2項 医業外収益	1,367,694千円	1,019,825千円	2,387,519千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,927千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,888千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	2,162,001千円	39千円	2,162,040千円
第1項 企業債	1,646,400千円	△11,800千円	1,634,600千円
第2項 補助金	3,850千円	11,839千円	15,689千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

廃止

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限度額	期 間	限度額	
市立病院本館改修工事 (その2) 設計意図伝 達業務委託経費	令和5年度	813	-	-	別途発注している 監理業務と設計業 務の受託者が同一 となったため

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
医 療 機 器 購 入	120,700	108,900
計	1,646,400	1,634,600

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,318,666	461,870	12,780,536	
	1 医業収益		10,943,668	△ 557,955	10,385,713	
		1 入院収益	7,068,537	△ 557,955	6,510,582	
	2 医業外収益		1,367,694	1,019,825	2,387,519	
		2 補助金	43,671	1,019,825	1,063,496	

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,162,001	39	2,162,040	
	1 企業債		1,646,400	△ 11,800	1,634,600	
		1 企業債	1,646,400	△ 11,800	1,634,600	
	2 補助金		3,850	11,839	15,689	
		1 補助金	3,850	11,839	15,689	



令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 771,570	461,870	△ 309,700
減価償却費	616,970		616,970
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 99,719		△ 99,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,198		△ 12,198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,123		12,123
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 21,455		△ 21,455
長期前受金戻入額	△ 231,429		△ 231,429
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	103,331		103,331
長期前払消費税勘定償却	18,595		18,595
固定資産除却費	14,425		14,425
その他特別損失	8,350		8,350
未収金の増減額 (△は増加)	22,020		22,020
未払金の増減額 (△は減少)	130,942		130,942
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,959		20,959
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>△ 2,162</u>		<u>△ 2,162</u>
小計	△ 190,819	461,870	271,051
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 103,331		△ 103,331
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 31,946</u>		<u>△ 31,946</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 326,095	461,870	135,775
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,476,819		△ 1,476,819
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850	11,839	15,689
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>510,351</u>		<u>510,351</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 964,618	11,839	△ 952,779
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,646,400	△ 11,800	1,634,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 806,605		△ 806,605
リース債務返済による支出	<u>△ 63,763</u>		<u>△ 63,763</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	776,032	△ 11,800	764,232
資金増加額 (又は減少額)	△ 514,681	461,909	△ 52,772
資金期首残高	<u>3,274,329</u>		<u>3,274,329</u>
資金期末残高	2,759,648	461,909	3,221,557

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,746,072	18,746,072	
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,062,737	△ 11,062,737	7,683,335
ウ 構 築 物	267,083	267,083	
減 価 償 却 累 計 額	△ 179,614	△ 179,614	87,469
エ 器 械 備 品	5,607,489	5,607,489	
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,965,780	△ 3,965,780	1,641,709
オ 車 両	5,749	5,749	
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462	△ 5,462	287
カ リ ー ス 資 産	202,702	202,702	
減 価 償 却 累 計 額	△ 92,401	△ 92,401	110,301
キ 建 設 仮 勘 定	446,360	446,360	446,360
有 形 固 定 資 産 合 計			10,305,725
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	49,950		49,950
無 形 固 定 資 産 合 計			51,753
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	2,945		2,945
イ 長 期 前 払 消 費 税	59,374		59,374
ウ そ の 他 投 資	5,858		5,858
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			68,177
固 定 資 産 合 計			10,425,655
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	2,759,648	461,909	3,221,557
(2) 未 収 金	1,711,191		1,711,191
貸 倒 引 当 金	△ 114,856		△ 114,856
(3) 貯 蔵 品	94,129		94,129
流 動 資 産 合 計			4,912,021
資 産 合 計			15,337,676

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,251,353	△ 11,800	<u>8,239,553</u>	
	企業債合計				8,239,553
(2)	リース債	85,623			85,623
(3)	引当金				
	ア 退職給付引当金	1,531,632		<u>1,531,632</u>	
	引当金合計				<u>1,531,632</u>
	固定負債合計				9,856,808
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	781,706		<u>781,706</u>	
	企業債合計				781,706
(2)	リース債	35,833			35,833
(3)	未払金	1,097,882			1,097,882
(4)	引当金				
	ア 賞与引当金	342,072		342,072	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	63,833		<u>63,833</u>	
	引当金合計				405,906
(5)	その他流動負債				
	ア 預り金	42,295		<u>42,295</u>	
	その他流動負債合計				<u>42,295</u>
	流動負債合計				2,363,622
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 補助金	750,739	11,839	762,578	
	イ 一般会計繰入金	6,590,348		6,590,348	
	ウ その他の	0		<u>0</u>	
	長期前受金合計				7,352,926
(2)	収益化累計額				
	ア 補助金	△ 393,290		△ 393,290	
	イ 一般会計繰入金	△ 5,643,123		△ 5,643,123	
	ウ その他の	0		<u>0</u>	
	収益化累計額合計				<u>△ 6,036,413</u>
	繰延収益合計				<u>1,316,513</u>
	負債合計				<u>13,536,943</u>
資本の部					
6	資本	5,383,112			5,383,112
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	ア 受贈財産評価額	320		320	
	イ 寄附金	21,048		21,048	
	ウ 補助金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,429
(2)	欠損				
	ア 当年度未処理欠損金	5,823,678	△ 461,870	<u>5,361,808</u>	
	欠損金合計				<u>5,361,808</u>
	剰余金合計				<u>△ 3,582,379</u>
	資本合計				<u>1,800,733</u>
	負債資本合計				<u>15,337,676</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)及び本館改修(令和2年度から令和3年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 81,858 千円、90,044 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,459,717千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 4 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院  
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,318,666	461,870	12,780,536
1 医業収益	10,943,668	△ 557,955	10,385,713
1 入院収益	7,068,537	△ 557,955	6,510,582
2 医業外収益	1,367,694	1,019,825	2,387,519
2 補助金	43,671	1,019,825	1,063,496

事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 入院収益	△ 557,955	(年間患者数 98,550 人) (1人1日平均収入 65,500 円)
2 県補助金	1,019,825	神奈川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援補助金 1,019,825

令和 4 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院  
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	2,162,001	39	2,162,040
1 企 業 債	1,646,400	△ 11,800	1,634,600
1 企 業 債	1,646,400	△ 11,800	1,634,600
2 補 助 金	3,850	11,839	15,689
1 補 助 金	3,850	11,839	15,689



事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 企業債	△ 11,800	医療機器購入債	△ 11,800
2 県補助金	11,839	神奈川県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援補助金	11,839

茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市自治基本条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者」に改める。

(1) 茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)第3条第4号

(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和2年茅ヶ崎市条例第3号)第2条第1項

(3) 茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第3条第2項

(茅ヶ崎市行政手続条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び市の執行機関の規則」を「、市の執行機関の規則及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。次号において同じ。)」に改め、同項第2号中「及び市の執行機関の規則」を「、市の執行機関の規則及び企業管理規程」に改め、同項第6号中「含む。)」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び市の議会の規程」を「、市の議会の規程及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)」に改め、同条第2号中「消防署を含む。)」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市職員定数条例(昭和24年茅ヶ崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに消防機関」を「、消防機関並びに病院事業」に改め、「教育長」の次に「、病院事業管理者」を加え、「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改める。

第2条第1項の表中

1 市長の事務部局	一般職員	1, 151人	を
	病院の職員	556人	

1	市長の事務部局の職員	1, 151人

に改め、同表

7の項の次に次のように加える。

8	病院事業の職員	556人
---	---------	------

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1市立病院経営審議会委員の項及び市立病院地域医療支援委員会委員の項を削り、同表農地利用最適化推進委員選考委員会委員の項の次に次のように加える。

病院事業経営審議会委員	日額	10,000円
市立病院地域医療支援委員会委員	日額	10,000円

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和33年茅ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(4) 病院事業管理者 910,000円

第4条第2項第2号中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

(4) 病院事業管理者 100分の300

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第8条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号アからウまでを削る。

第12条第1項及び第15条第3項中「医療職給料表(1)」を「医療職給料表」に改める。

第25条第1項中「9,000円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては、21,000円)」を「6,000円」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項中「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項中「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項中「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項中「附則第9項」を「附則第8項」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第13項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

別表第2の1の表中「1 医療職給料表(1)」を削り、同表備考中「並びに病院に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるもの」を削り、別表第2の2の表及び3の表を削る。

別表第3の1の表中

- |                            |
|----------------------------|
| 1 部長の職務                    |
| 2 副所長の職務                   |
| 3 副院長又は病院の事務局長の職務          |
| 4 消防長の職務                   |
| 5 会計管理者の職務                 |
| 6 議会、選挙管理委員会又は監査委員の事務局長の職務 |
| 7 担当部長の職務                  |
| 8 参事の職務                    |
| 9 消防次長又は署長の職務              |

を

- |          |
|----------|
| 1 部長の職務  |
| 2 副所長の職務 |
| 3 消防長の職務 |

4	会計管理者の職務
5	議会、選挙管理委員会又は監査委員の事務局長の職務
6	担当部長の職務
7	参事の職務
8	消防次長又は署長の職務

に改め、別表第3の3の表を

次のように改める。

### 3 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	課長補佐の職務
3 級	課長の職務
4 級	保健所の所長の職務

別表第3の4の表及び5の表を削る。

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第9条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号から第12号までを削り、第13号を第9号とし、第14号を削る。

第6条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第2項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第4号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

第7条第1項第1号中「次に掲げる職員」を「保健所に勤務する職員（医療職給料表の適用を受けない者にあつては、規則で定める者に限る。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第11条から第14条までを削り、第15条を第11条とする。

第16条を削り、第17条を第12条とし、第18条から第21条までを5条ずつ繰り上げる。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第10条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「医療職給料表(1)」を「医療職給料表」に改める。

第6条を削る。

第7条中「第16条まで」を「第11条まで」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第13条第3項各号」を「第12条第3項各号」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第13条第3項第1号」を「第12条第3項第1号」に改め、同条第2項中「第13条第3項各号」を「第12条第3項各号」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第13条第3項各号」を「第12条第3項各号」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「第9条から」を「第8条から」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第3項中「第9条から第11条まで」を「第8条から第10条まで」に改め、同項後段中「の規定による初任給調整手当に相当する報酬若しくは第7条」を削り、同条を第12条とする。

第14条中「(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、21,000円)」を削り、同条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項後段中「第7条」を「第6条」に改める。

(茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部改正)

第11条 茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき」を削る。

第18条第4項中「に規定する事由又はこれ」を「若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれら」に改める。

附則第12項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第12条 茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成10年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(病院事業に係る税外収入金に関する読替え)

第5条 病院事業に係る税外収入金（過料を除く。）については、この条例中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と読み替えるものとする。

(茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

第13条 茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例（昭和45年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長は」を「病院事業管理者は、」に改める。

第6条中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条第1号及び第5号中「または」を「又は」に改める。

第8条第2項中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条第2号中「その他」を「その他」に、「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「市長」を「病院事業管理者」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号中「疾病等、その他」を「疾病その他」に改め、同条第4号中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第12条中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例及び茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例（令和4年茅ヶ崎市条例第35号）又は茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第39号）に同一の条例についての改正規定がある場合においては、当該条例は、茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例又は茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に支給事由が生じ、同日以後に支給すべき特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前に第13条の規定による改正前の茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(茅ヶ崎市職員分限条例の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市職員分限条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「第19条」を「第14条」に改める。

(1) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号)第10条第3項

(2) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年茅ヶ崎市条例第2号)第20条及び第25条

(茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 7 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

附則第26項中「附則第4項」を「附則第3項」に改める。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、茅ヶ崎市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、病院事業管理者の給与の額を定めるほか関係条例について規定を整備するため提案する。



茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中

茅ヶ崎市就学指導委員会	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、障害のある児童生徒等の就学につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。
-------------	--

を

茅ヶ崎市教育支援委員会	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。
-------------	---

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等について、就学後も継続して支援をすることができるよう、茅ヶ崎市就学指導委員会の設置目的及び名称を改めることとするため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の33の項の次に次の1項を加える。

33の2 建築基準法第52条第6項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円	
---	---------	--

別表第1の38の項の次に次の1項を加える。

38の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	
--	----------	--

別表第1の39の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表41の項の次に次の1項を加える。

41の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内の最高限度に関する許可の申請に対する審査	160,000円	
--	----------	--

別表第1の145の項及び146の項を次のように改める。

145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、148の項、149の項、155の項、156の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 <sup>経済産業省令</sup> 国土交通省第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の認定の申請 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円 (2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の認定の申請 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円 (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項、148の項、149の項、155の項及び158の項において同じ。）の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の部	
--	---	--

分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）

次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一

経済産業省

部を改正する件（令和4年国土交通省告示第環境省

1号。以下この項及び148の項において「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び改正告示の施行の日以後の認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準

（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、155の項及び158の項において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に

	<p>係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円</p> <p>エ 非住宅部分(ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円</p>	
<p>146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の認定の申請 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物の認定の申請 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p>	

	<p>45,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 80,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 160,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円</p>
--	---

別表第1の148の項及び149の項を次のように改める。

<p>148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の変更の認定の申請 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の変更の認定の申請 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(3) 一の建築物の変更の認定の申請（同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。）次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るもの</p>
--	--

に限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 16,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 28,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 50,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 80,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 34,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 43,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 55,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 75,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 120,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 155,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 185,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 220,000円

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分(ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定

	<p>める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 115,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 145,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 185,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 265,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 145の項(3)に定める金額(この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>	
<p>149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 2,350円</p> <p>(2) 一の建築物の変更の認定の申請 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 10,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 22,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 40,500円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 40,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル</p>	



	<p>以上10,000平方メートル未満の建築物 65,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 80,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 146の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>
--	--

別表第1の152の項中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年<sup>経済産業省</sup>国土交通省<sup>国土交</sup>令第1号)第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から155の項までにおいて同じ。)」を削る。

別表第1の155の項を次のように改める。

<p>155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」という。)が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請されたものに限る。)次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(3) 一の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。)の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。)</p> <p>次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル</p>	
---	--	--

以上5,000平方メートル未満の建築物  
100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上の建築物 160,000円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）

次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分  
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の建築物 69,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の建築物 1  
20,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の建築物  
200,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上の建築物 280,000円

ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基  
準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び  
ロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に  
供する場合及び同省令附則第3条第2項に該  
当する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建  
築物エネルギー消費性能基準等を定める省令  
の一部を改正する省令（令和4年<sup>経済産業省</sup>  
<sup>国土交通省</sup>  
令第1号。158の項において「改正省令」  
という。）附則第3項の規定により読み替え  
て適用される建築物エネルギー消費性能基  
準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増  
改築部分告示第1第1項第2号の評価方法に  
より申請された建築物に係るものに限る。）

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の建築物 87,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の建築物 1  
10,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル  
以上2,000平方メートル未満の建築物  
150,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満の建築物  
240,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル  
以上10,000平方メートル未満の建築  
物 310,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メー  
トル以上25,000平方メートル未満の建  
築物 370,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メー  
トル以上の建築物 440,000円

エ 非住宅部分（ウに該当するものを除く。）

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満  
の建築物 230,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の建築物 2  
90,000円

	<p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円</p> <p>(4) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、158の項及び159の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>イ 他の建築物(ウに掲げるものを除く。) (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 次項(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p>	
--	---	--

別表第1の156の項中「前項(1) 又は(2) 」を「前項(1)、(2) 又は(3) 」に改める。  
別表第1の158の項を次のように改める。

<p>158 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)（同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1) に該当するものを除く。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(3) 一の建築物 次に掲げる建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含</p>	
--	---	--

む。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 16,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 28,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 50,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 80,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 34,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)）又は改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 43,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 55,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 75,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 120,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築

- 物 155,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 185,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 220,000円
- エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 115,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 145,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 185,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 265,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円
- オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(3) に定める金額（この場合において、同項(3) 中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）
- (4) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額
- ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2) 又は(3) に定める金額
- イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） (1)、(2) 又は(3) に定める金額
- ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） 次項(1) 又は(2) に定める金額
- エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） 155の項(1)、(2) 又は(3) に定める金額
- オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 156の項(1)

別表第1の159の項中「前項(1) 又は(2) 」を「前項(1) 、(2) 又は(3) 」に、「155の項(1) 又は(2) 」を「155の項(1) 、(2) 又は(3) 」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の145の項、146の項、148の項及び149の項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請及び同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の155の項、156の項、158の項及び159の項の規定は、施行日以後にされた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの申請に対する審査については、なお従前の例による。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請単位が変更されたこと等に伴い、当該計画の認定の申請に対する審査について手数料の額を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例（昭和 63 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「次の各号の 1 に該当する」を「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するために必要な事業の経費に充てる」に改め、「その全部又は一部を」を削り、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、緑地の保全に関する重要な調査及び研究についても茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を活用できるようにすることにより、緑地の保全をより推進するため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。



第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第6条中「こども育成部保育課」を「こども育成部」に改める。

(茅ヶ崎市立保育園条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市立保育園条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市障害児通所施設条例（昭和50年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例（平成元年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、こども家庭庁設置法の制定による子ども・子育て支援法等の改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、民法の改正に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に鑑み、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行

するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年3月1日提出

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、家庭的保育事業等を行う者及び放課後児童健全育成事業を行う者に児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務付ける等のため提案する。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（平成 7 年茅ヶ崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条中「(9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療（入院に係る医療を除く。）の給付が行われた場合にあっては、当該控除して得た額から 1 回の診療又は手当につき 500 円（当該控除して得た額が 500 円に満たない場合には、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

令和 5 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、所得の額にかかわらず小児の医療費の助成を受けることができるようにすることにより、小児を養育する者の経済的な負担の軽減を図るため提案する。



茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第31条中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第41条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第31条及び第41条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、健康保険法施行令等の改正に鑑み出産育児一時金の額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料の賦課額の限度額及び保険料の減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる金額を引き上げるため提案する。

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例（平成17年茅ヶ崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和5年3月31日まで」を「令和10年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、社会経済情勢を踏まえ、継続して企業等を支援する必要があることから、企業等の立地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例の期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市下水道条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2号に次のただし書を加える。

ただし、冷却の用に供した水で雨水と同程度以上に清浄である汚水を排出する場合において、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させても支障がないと市長が認めて許可したときは、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備の新設等の基準に関し特例を定めることにより、安全安心な市民生活を守り、公共用水域の水質の保全を図るため提案する。

茅ヶ崎市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
 条例

茅ヶ崎市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年茅ヶ崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に、「したがい」を「従い」に改める。

第 13 条第 2 項中「または」を「又は」に、「前項」を「第 2 項」に、「報酬」を「年額報酬」に、「4,300 円」を「5,000 円」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等に出動し、職務に従事した場合は、別表第 2 による出動報酬を支給する。

第 13 条第 1 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 14 条の前の見出し及び同条を削る。

第 15 条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第 1 項中「前条に定めるもののほか、」を削り、同条を第 14 条とする。

第 16 条第 1 項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とする。

別表第 1 中「消防団員報酬」を「年額報酬」に、「72,000 円」を「82,500 円」に、「59,000 円」を「69,000 円」に、「42,000 円」を「50,500 円」に、「44,000 円」を「69,000 円」に、「38,500 円」を「45,500 円」に、「36,000 円」を「37,000 円」に、「33,500 円」を「37,000 円」に、「32,000 円」を「36,500 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係）

出動報酬

区分	支給単位	報酬額

災害の場合	1日	4,000円（出動時間が4時間以上の場合にあつては、8,000円）
警戒、訓練等の場合	1日	2,000円（出動時間が3時間以上の場合にあつては、3,600円）

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から施行日以後に引き続き職務に従事した場合における報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、消防団員の報酬の額を引き上げることにより、消防団員の確保を図るため提案する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)  
氏 名 中 村 陽 介  
生年月日 (略)

提案理由

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

中 村 陽 介  
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粹

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(第2項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項から第9項まで省略)



教育委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 伊藤 甲之介

生年月日 (略)

提案理由

本案は、教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

伊 藤 甲 之 介  
(略)

經 歷

(以下略)

(以下略)

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第3項から第5項まで省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 動産の名称 タブレット端末及び付属品
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 36,750,945円
- 4 納入期限 令和5年3月20日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-3  
株式会社ヤマダデンキ LABI茅ヶ崎営業所  
所長 佐藤 篤史

提案理由

本案は、タブレット端末及び付属品の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

## 市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和5年3月1日提出

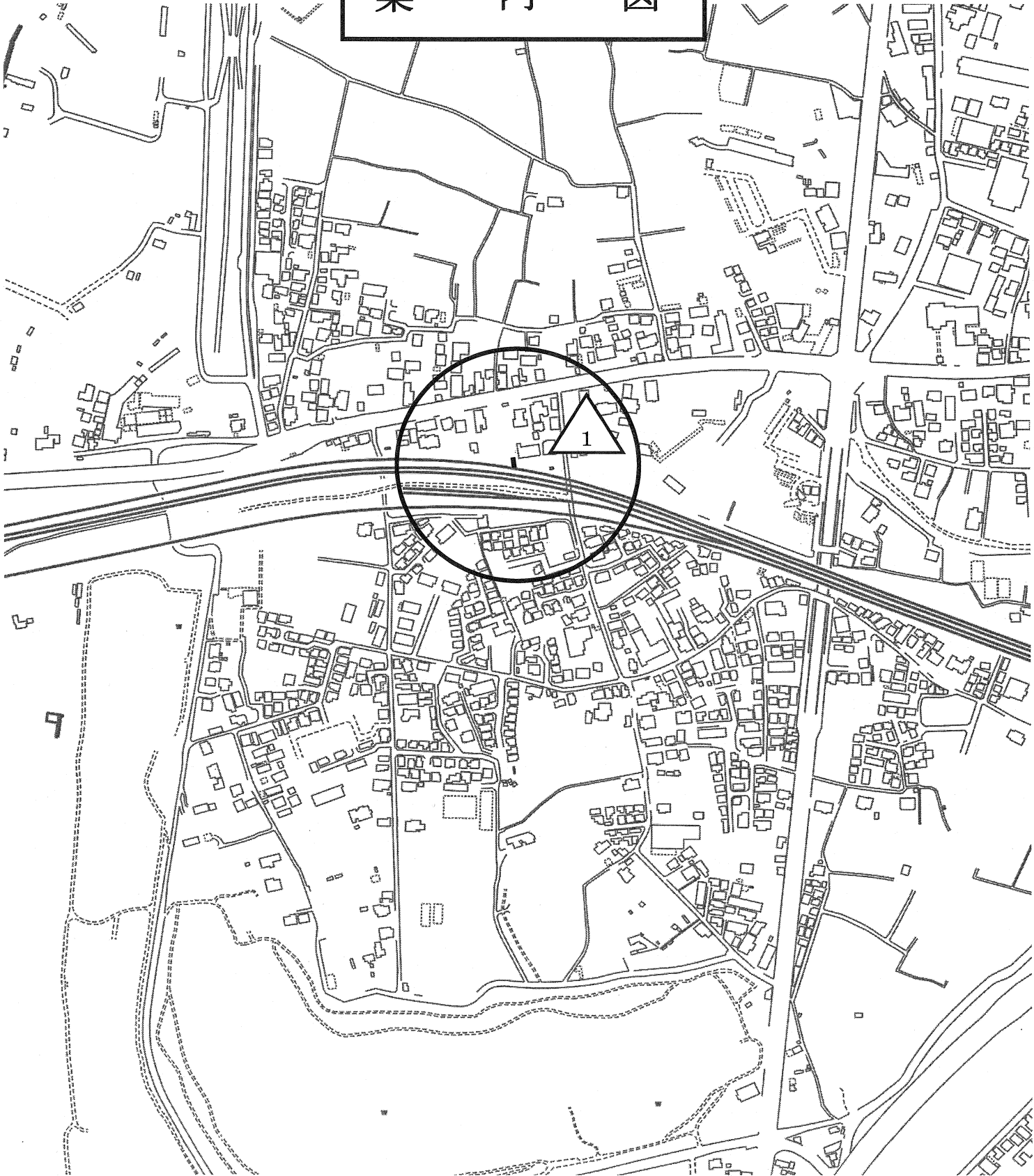
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	2553号線	中島字中河原 325番1地先	中島字中河原 328番1地先	m 8.15	m 1.82

## 提案理由

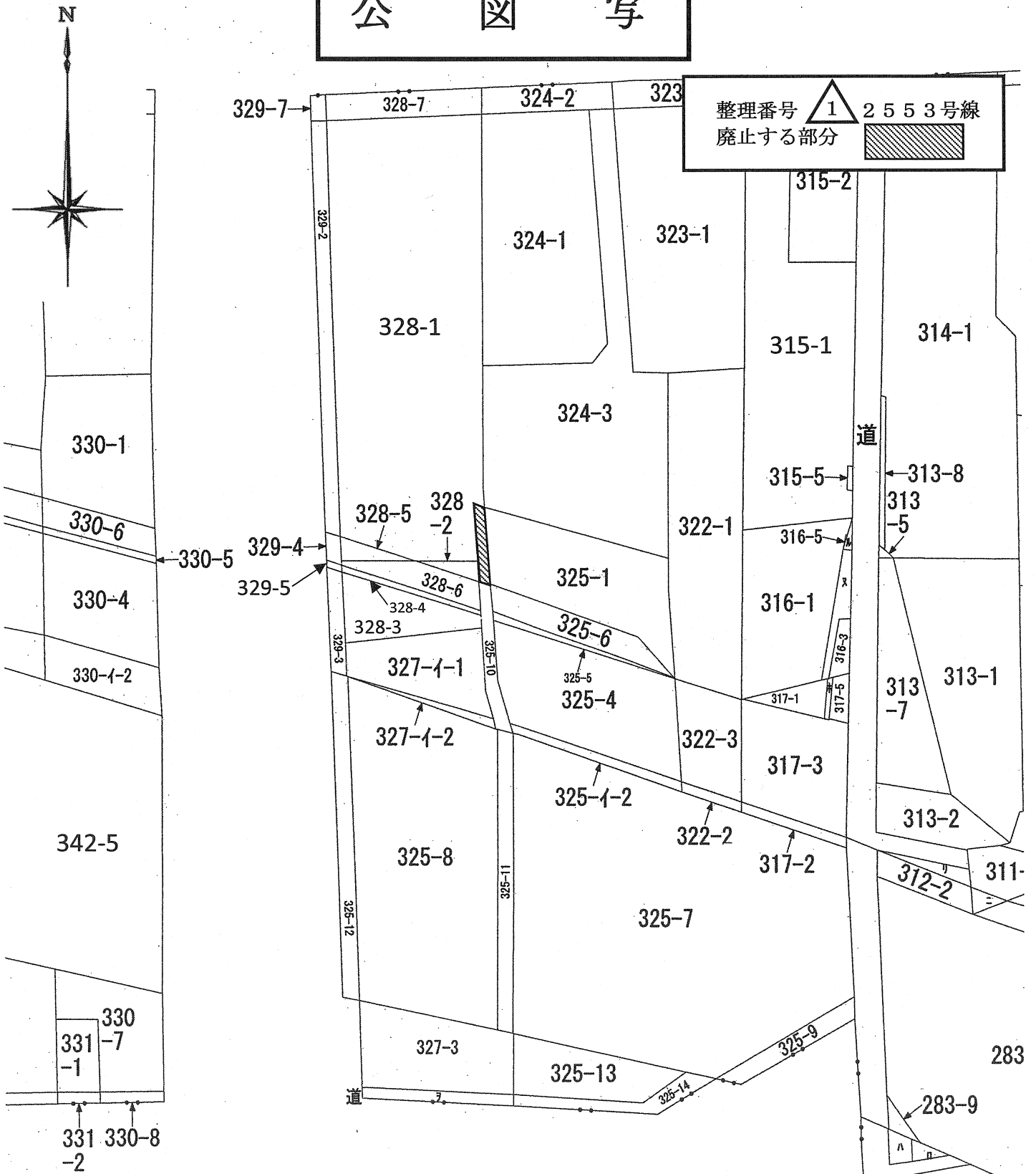
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号 **1** 2553号線  
廃止する部分 





## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年3月1日提出

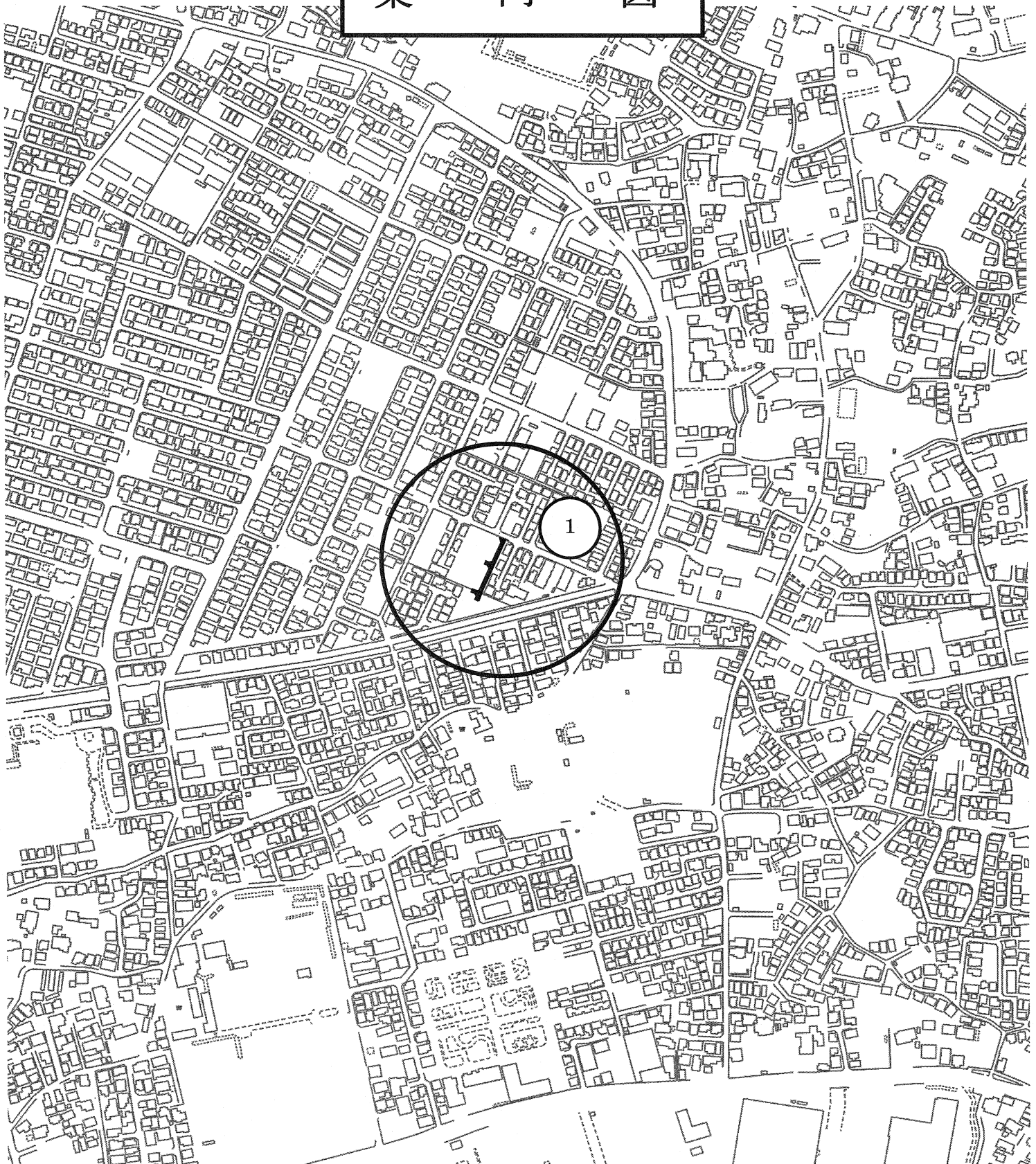
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	3523号線	室 田 二 丁 目 4 4 5 番 1 地 先	室 田 二 丁 目 4 4 4 番 6 地 先	m 74.14	4.51 m ~ 4.52

## 提案理由

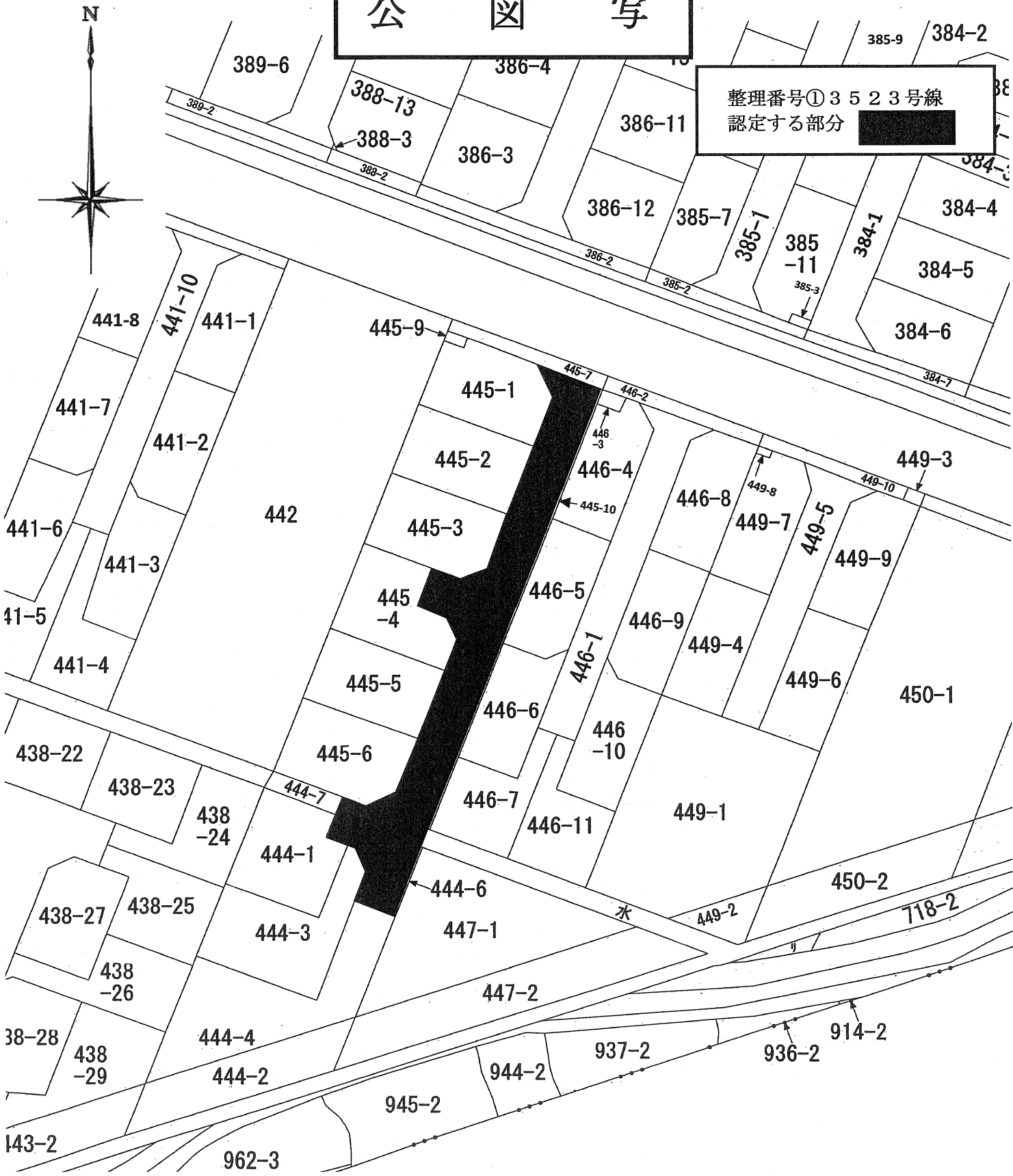
本案は、積水ハウス不動産東京株式会社が築造し、令和4年10月7日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号①3523号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年3月1日提出

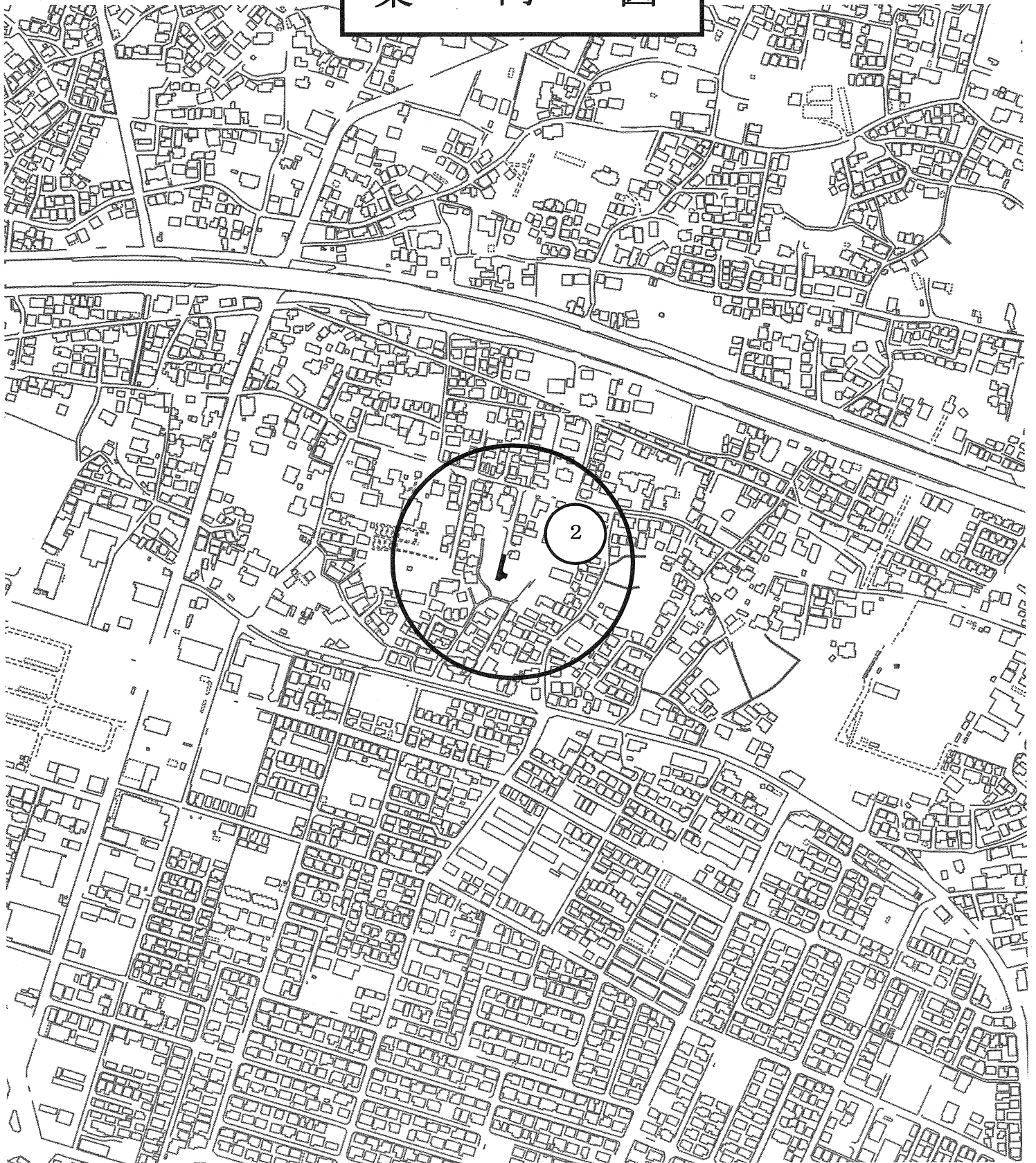
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3524号線	高 田 一 丁 目 1 5 3 0 番 7 地 先	高 田 一 丁 目 1 5 3 0 番 1 1 地 先	m 34.16	m 5.01

## 提案理由

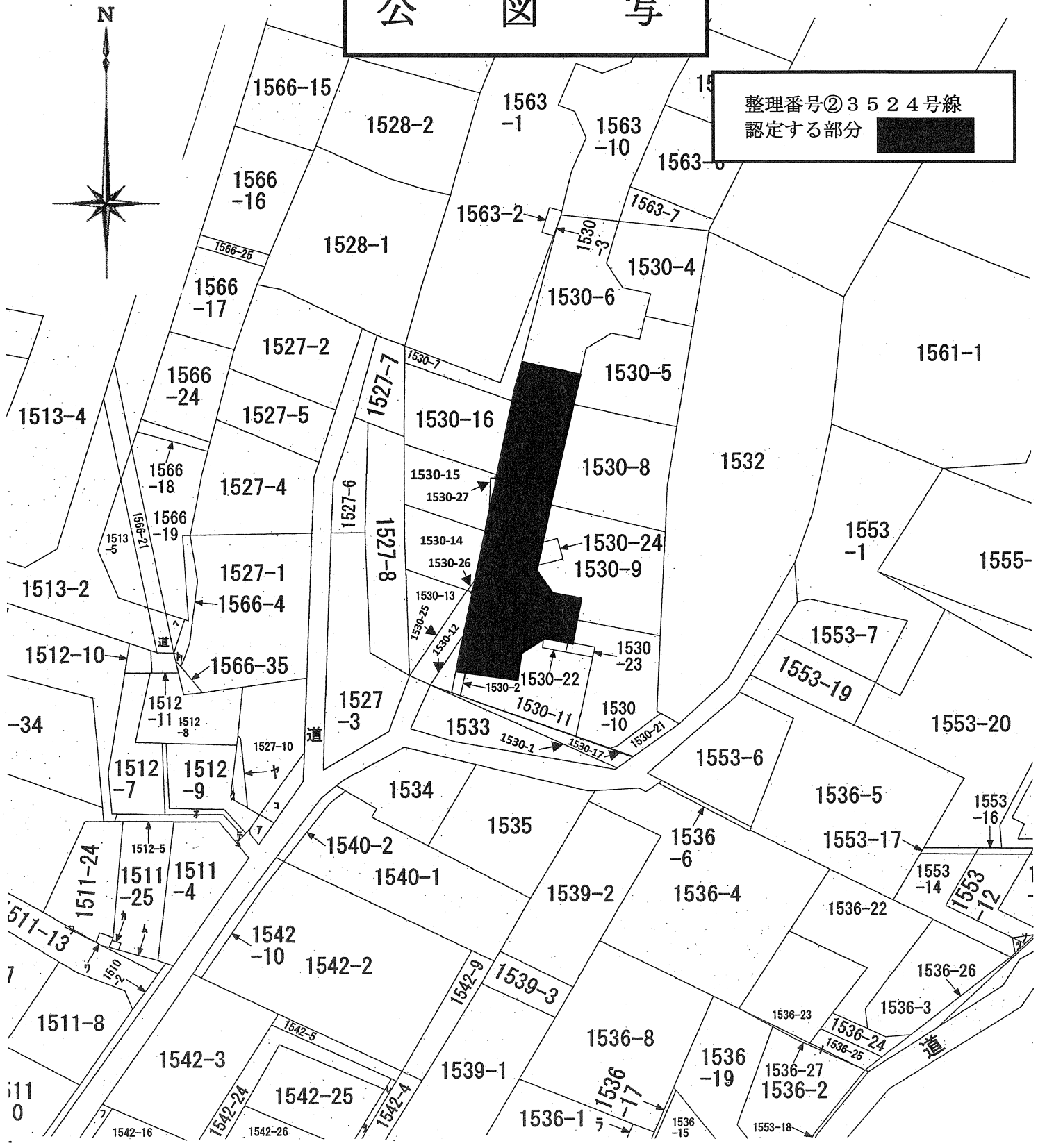
本案は、有限会社三浦地所が築造し、令和4年12月9日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号②3524号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年3月1日提出

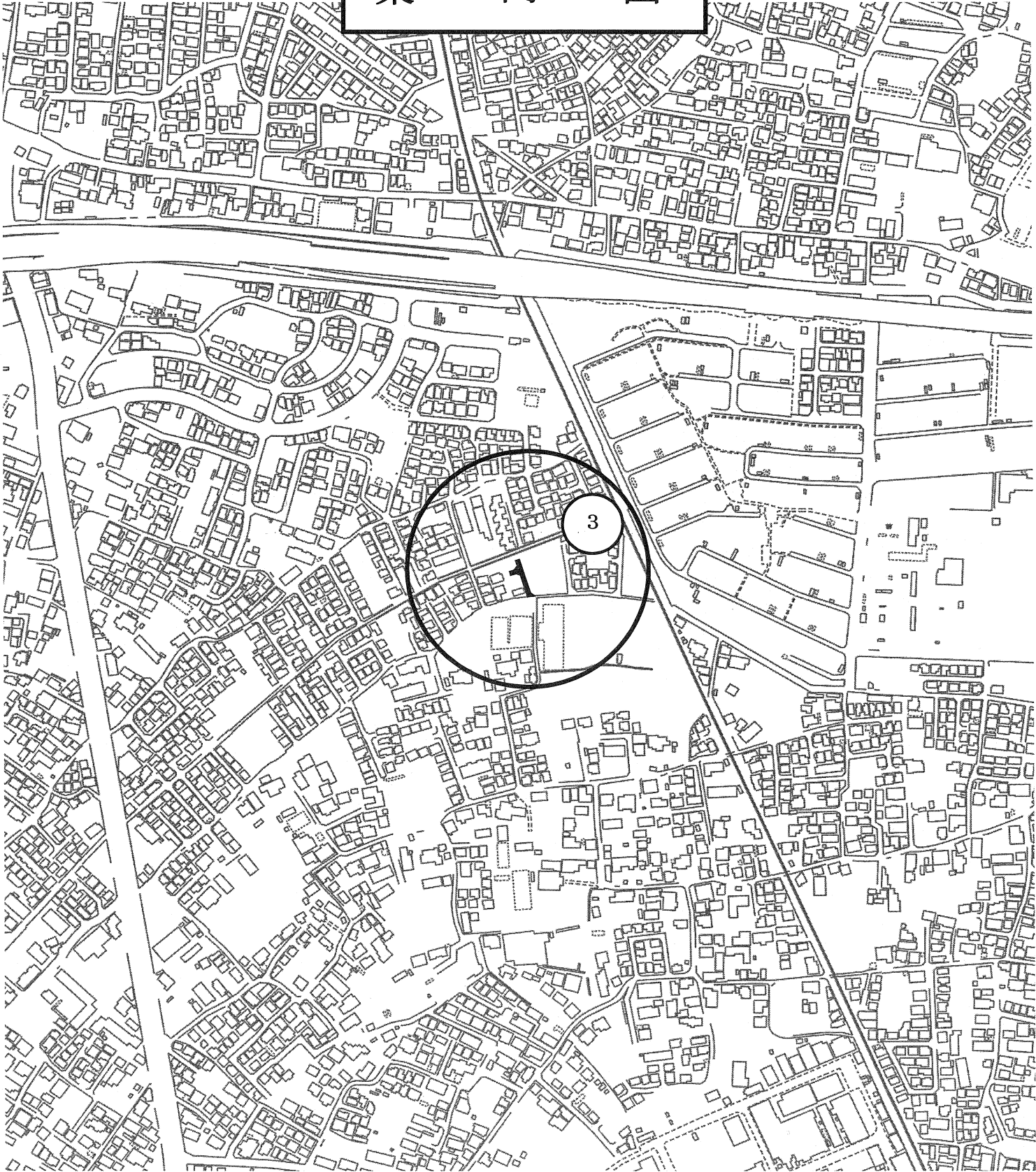
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	4220号線	円蔵字大土腐 1931番13地先	円蔵字大土腐 1931番7地先	m 43.08	m 4.21

## 提案理由

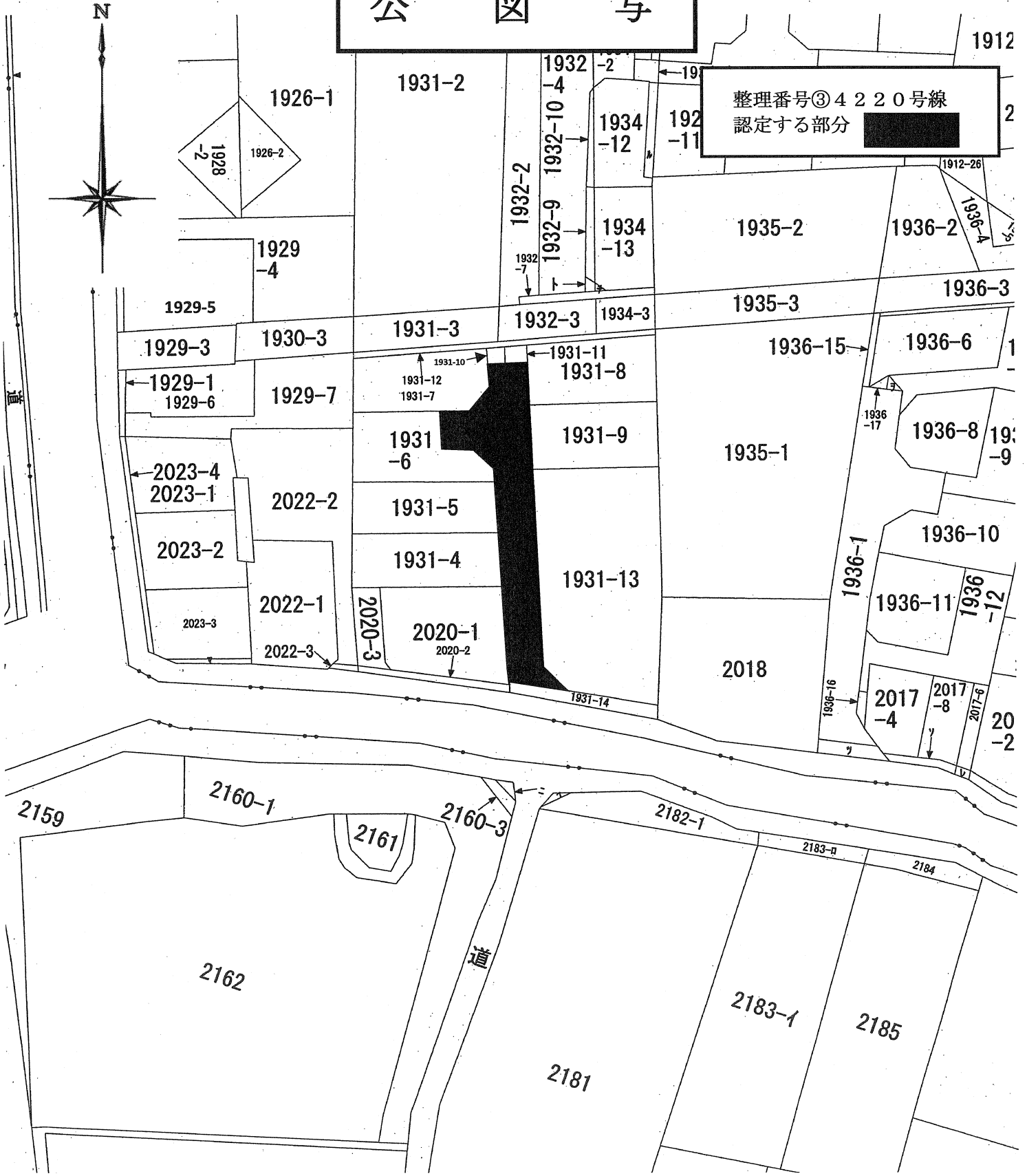
本案は、有限会社日本ホームカンパニーが築造し、令和5年1月7日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図





公 図 写



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年3月1日提出

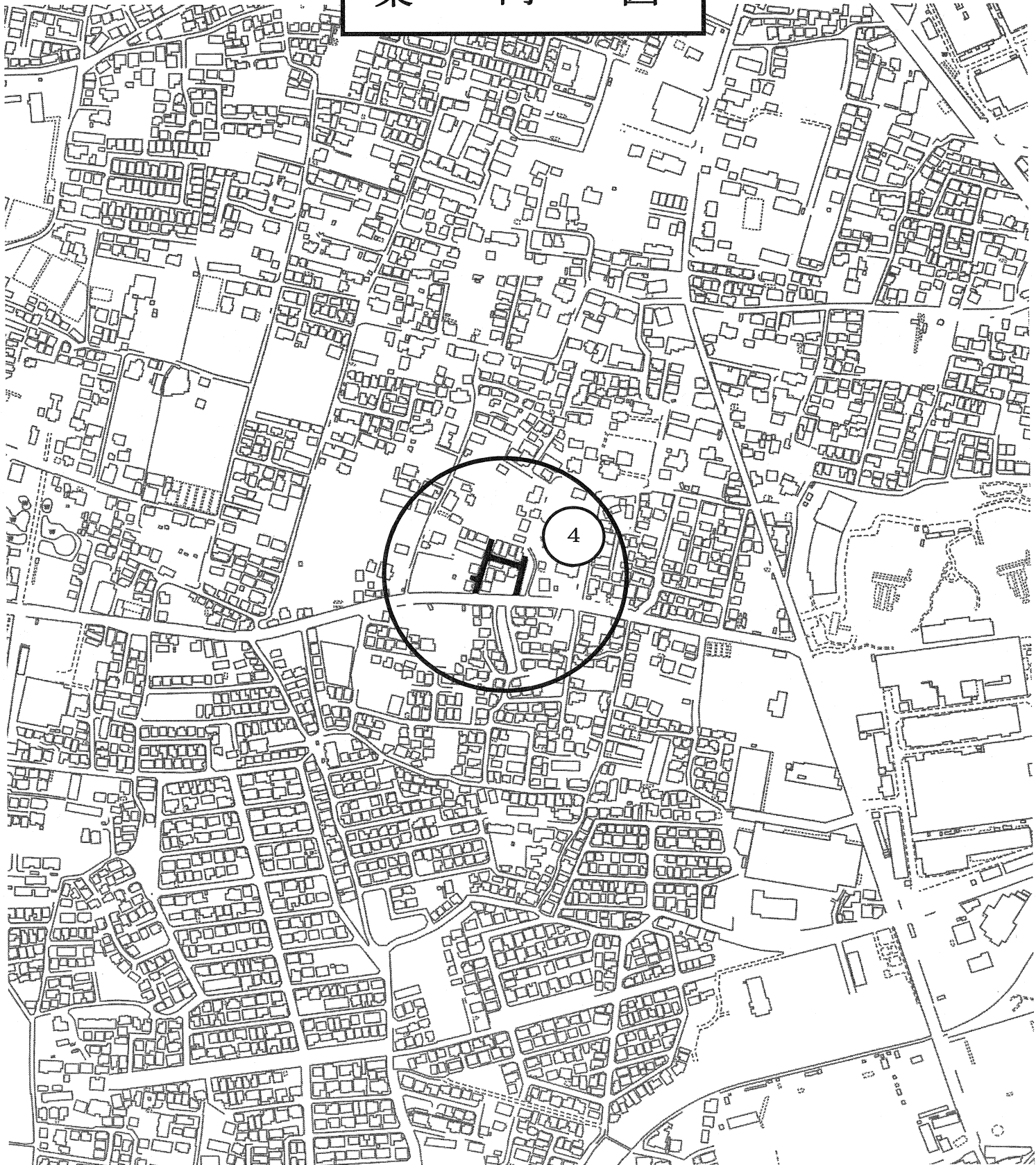
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	5797号線	矢畑字明王ヶ谷 222番11地先	矢畑字明王ヶ谷 221番5地先	m 118.65	4.50 m ~ 4.51

## 提案理由

本案は、令和4年9月30日に株式会社ニシノミヤ及び株式会社ティーズエステートから本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図





## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年3月1日提出

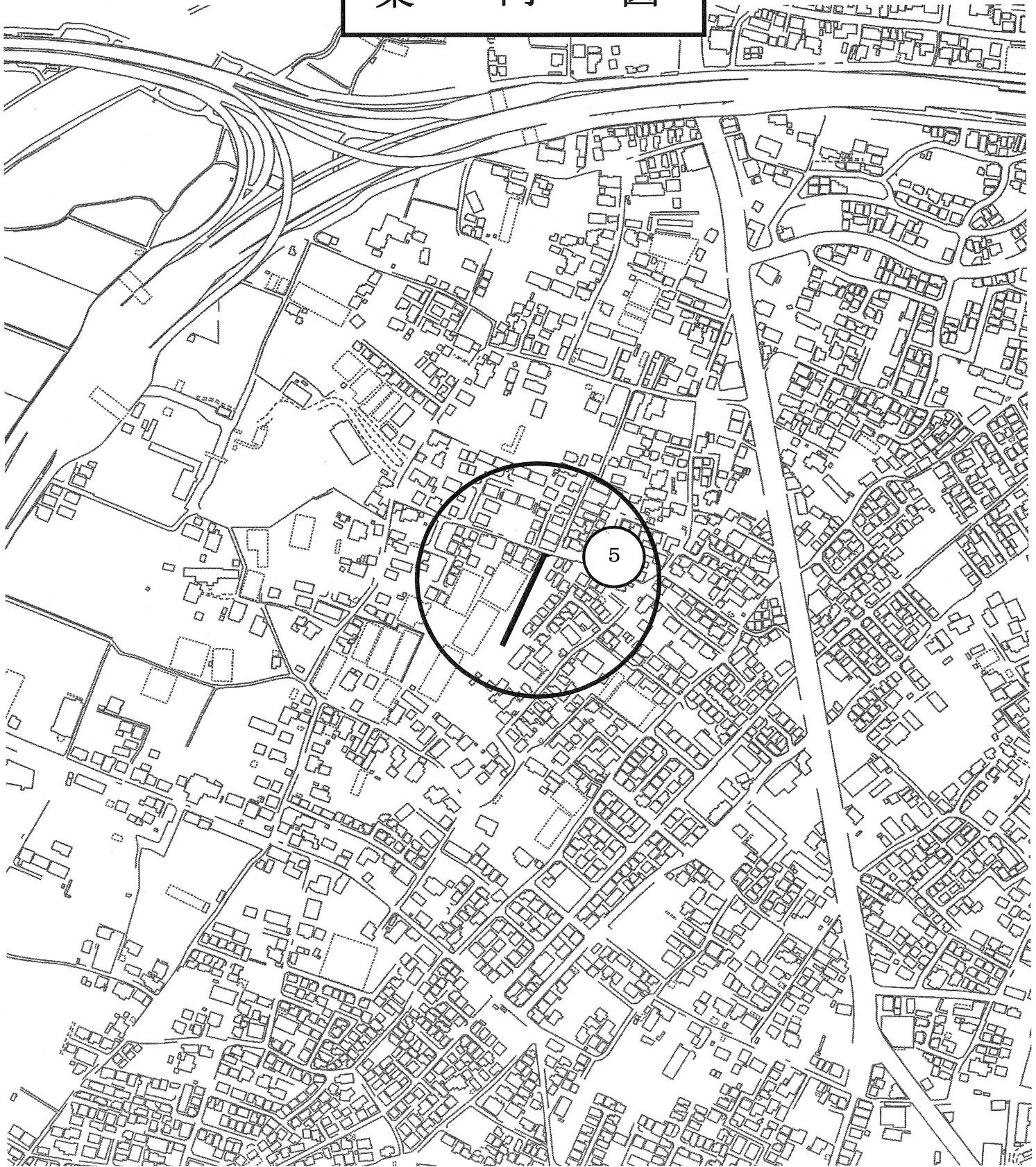
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5798号線	西久保字大屋敷 700番3地先	西久保字大屋敷 702番13地先	m 96.46	m 6.00

## 提案理由

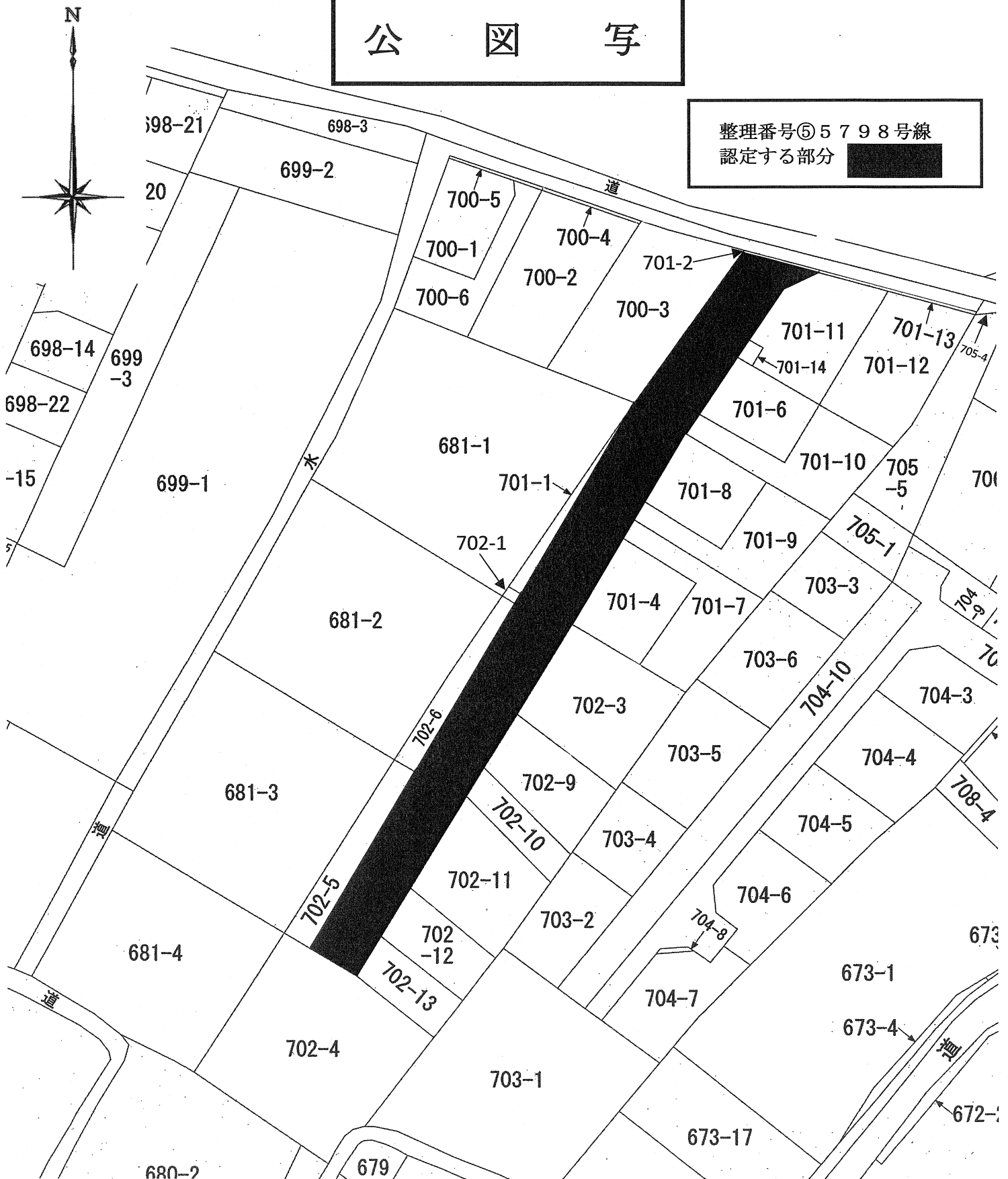
本案は、令和4年12月27日に有限会社ウェスティーホーム及び市内在住の個人から本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑤5798号線  
認定する部分



専決処分の報告について

次のとおり令和4年12月22日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金11,051円
- 2 損害賠償の相手方 東京電力エナジーパートナー株式会社
- 3 損害賠償の理由

茅ヶ崎市博物館の令和4年10月分電気料金支払いに遅延が生じたことにより、当月分電気料金3,107,410円に対する、電気需要約款にて定める延滞利息金を賠償したものです。



専決処分の報告について

次のとおり令和4年12月26日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金144,922円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和4年11月9日午後2時07分頃、東海岸南四丁目11番27号先（第一中学校前交差点）において、景観みどり課職員が運転する軽自動車が停止信号のため停車中に、交差点を右折してきた大型車が曲がり切れなかったことから、進路を譲るため車両を後進したところ、後方に停車していた相手方車両と接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年12月27日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金271,700円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和4年10月20日午後2時35分頃、矢畑768番地15先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車がごみ集積場所へ近づけるために後進したところ、相手方車庫の支柱に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年1月19日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金70,400円
- 2 損害賠償の相手方 神奈川県茅ヶ崎警察署
- 3 損害賠償の理由

令和4年11月15日午前10時00分頃、浜之郷1224番地先において、スポーツ推進課職員が運転する貨物自動車は交差点を左折したところ、道路標識に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。